

平成29年第1回奥多摩町議会定例会 会議録

1 平成29年3月8日午前10時00分、第1回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	木村 圭君	第2番	大澤由香里君	第3番	澤本 幹男君
第4番	清水 明君	第5番	小峰 陽一君	第6番	石田 芳英君
第7番	宮野 亨君	第8番	高橋 邦男君	第9番	原島 幸次君
第10番	村木 征一君	第11番	師岡 伸公君	第12番	須崎 眞君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主事 原島 賢一君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	若菜 伸一君	企画財政課長	山宮 忠仁君
若者定住化対策室長	新島 和貴君	総 務 課 長	井上 永一君
住 民 課 長	天野 成浩君	福祉保健課長	清水 信行君
観光産業課長	原島 滋隆君	地域整備課長	須崎 政博君
会計管理者	原島 政行君	教育課課長補佐	原島 保君
病院事務長	河村 光春君		

平成29年第1回奥多摩町議会定例会議事日程[第2号]

平成29年3月8日(水)

午前10時00分 開議

会期 平成29年3月7日～3月22日(16日間)

日程	議案番号	議案名	結果
1	—	議長開議宣告	—
2	議案第12号	平成28年度奥多摩町一般会計補正予算(第6号)	原案可決
3	議案第13号	平成28年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
4	議案第14号	平成28年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
5	議案第15号	平成28年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	原案可決
6	議案第16号	平成28年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	原案可決
7	議案第17号	平成28年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算(第2号)	原案可決
8	議案第18号	平成28年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
9	議案第19号	平成28年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)	原案可決
10	議案第20号	平成29年度奥多摩町一般会計予算	予算特別委員会付託
11	議案第21号	平成29年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計予算	予算特別委員会付託
12	議案第22号	平成29年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計予算	予算特別委員会付託
13	議案第23号	平成29年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算	予算特別委員会付託

14	議案第 24 号	平成29年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算	予算特別 委員会付託
15	議案第 25 号	平成29年度奥多摩町介護保険特別会計予算	予算特別 委員会付託
16	議案第 26 号	平成29年度奥多摩町下水道事業特別会計予算	予算特別 委員会付託
17	議案第 27 号	平成29年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計予算	予算特別 委員会付託

(午後 3 時 57 分 散会)

午前 10 時 00 分 開会

○議長（須崎 眞君） 皆さん、おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

ご協力のほどよろしく申し上げます。

これより議案審議に入ります。

日程第 2 議案第 12 号 平成 28 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 6 号）、日程第 3 議案第 13 号 平成 28 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第 3 号）、日程第 4 議案第 14 号 平成 28 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第 3 号）、日程第 5 議案第 15 号 平成 28 年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）、日程第 6 議案第 16 号 平成 28 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 7 議案第 17 号 平成 28 年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 8 議案第 18 号 平成 28 年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）、日程第 9 議案第 19 号 平成 28 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）、以上 8 件を一括して議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 加藤 一美君 登壇〕

○副町長（加藤 一美君） それでは、議案第 12 号から議案第 19 号までの一般会計を始めとする特別会計、企業会計、全 8 会計の補正予算につきまして提案のご説明を申し上げます。なお、内容等につきましては、各課長から説明をさせていただきますので、簡潔に説明をさせていただきます。

初めに議案第 12 号 平成 28 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 6 号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 4,280 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 64 億 3,200 万円とするものでございます。

2 としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

1 ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。

地方譲与税のうち、地方揮発油譲与税は、170 万 2,000 円を追加。自動車重量譲与税は、61 万 7,000 円を減額し、地方譲与税の合計を 2,987 万 7,000 円に。利子割交付金は 45 万

6,000円を減額し、利子割交付金の合計を96万7,000円に。配当割交付金は、404万5,000円を減額し、配当割交付金の合計を376万4,000円に。株式等譲渡所得割交付金は、89万1,000円を減額し、株式等譲渡所得割交付金の合計を372万8,000円に。地方消費税交付金は、950万9,000円を減額し、地方消費税交付金の合計を1億1,973万4,000円に。自動車取得税交付金は、89万7,000円を減額し、自動車取得税交付金の合計を1,329万8,000円に。交通安全対策特別交付金は、30万円を減額し、交通安全対策特別交付金の合計を170万円に。分担金及び負担金のうち負担金は69万9,000円を追加し、分担金及び負担金の合計を2,083万8,000円に。使用料及び手数料のうち使用料は農林水産施設及び町営住宅使用料等の減に伴い、575万6,000円を減額。手数料は102万3,000円を減額し、使用料及び手数料の合計を1億640万7,000円に。国庫支出金のうち国庫負担金は障害者自立支援費、児童手当費等の減に伴い、969万3,000円を減額。国庫補助金は334万5,000円を減額し、国庫支出金の合計を2億3,091万9,000円に。都支出金のうち都負担金は1,309万1,000円を減額。都補助金は、農林水産業費、観光費、土木費等の減に伴い、4,606万9,000円を減額。都委託金は451万6,000円を減額し、都支出金の合計を25億5,859万9,000円に。財産収入のうち財産運用収入は11万9,000円を追加し、財産収入の合計を4,295万8,000円に。寄付金は262万5,000円を追加し、寄付金の合計を432万5,000円に。繰入金のうち、特別会計繰入金は26万8,000円を減額。基金繰入金は、4,300万円を減額し、財政調整基金に1,800万円、公共施設整備基金に2,500万円を戻すことで、繰入金の合計を9,613万4,000円に。諸収入のうち町預金利子は、7万円を減額。受託事業収入は、2万5,000円を減額。雑入は、437万8,000円を減額し、諸収入の合計を4億3,866万2,000円とするもので、今回の歳入補正額は1億4,280万4,000円を減額し、歳入の合計を64億3,200万円とするものでございます。

次に3ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。

初めに、議会費は人件費等の減に伴い、202万9,000円を減額し、議会費の合計を9,048万5,000円に。総務費のうち総務管理費は579万3,000円を追加。徴税費は、4万円を減額。戸籍住民基本台帳費は、66万6,000円を減額。選挙費は、43万8,000円を減額し、総務費の合計を11億61万1,000円に。民生費のうち社会福祉費は少子化定住化対策事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業、障害者総合支援事業等の減に伴いまして、3,926万円を減額。児童福祉費は、児童措置費等の増に伴い、1,340万8,000円を追加し、民生費の合計を11億6,239万8,000円に。衛生費のうち保健衛生費は、定期予防接種等の減に伴い、1,174万2,000円を減額。清掃費は715万円を減額し、衛生費の合計を5億1,284万

円に。農林水産業費のうち農業費は、306万9,000円を減額。林業費は、323万1,000円を減額。水産業費は、111万円を減額し、農林水産業費の合計を9億201万1,000円に。商工費のうち商工費は、66万3,000円を減額。観光費は、観光総務費負担金、補助金等の減に伴い、767万8,000円を減額し、商工費の合計を4億1,732万9,000円に。土木費のうち土木管理費は、39万2,000円を追加。道路橋梁費は、工事費、物件費等の減に伴い、7,563万9,000円を減額。住宅費は、若者用住宅建設用地買収費等の増に伴い、2,088万3,000円を追加。下水道費は、事業の確定に伴い、一般会計からの繰出金867万6,000円を減額し、土木費の合計を12億5,324万4,000円に。消防費は317万1,000円を減額し、消防費の合計を2億5,517万9,000円に。教育費のうち教育総務費は210万1,000円を減額。小学校費は、256万6,000円を減額。中学校費は、331万5,000円を減額。給食費は、128万6,000円を減額。社会教育費は、水と緑のふれあい館事業費等の減に伴い、812万4,000円を減額。保健体育費は、134万7,000円を減額し、教育費の合計を4億9,151万4,000円に。公債費は、財源の組みかえを行うもので、額に変更はなく、諸支出金のうち定住促進基金費は、1万4,000円を追加し、諸支出金の合計を20万1,000円に。予備費は、予算調整により7,000円を追加し、予備費の合計を1,341万9,000円とするもので、今回の歳出補正額は歳入補正額と同額の1億4,280万4,000円を減額し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の64億3,200万円とするものでございます。

次に、予算書の表紙に戻りまして、第2条、繰越明許費でございますが、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」によるということで、5ページをごらんください。

「第2表繰越明許費」でございますが款、総務費、項、戸籍住民基本台帳費、事業名は社会保障・税番号制度費、金額は42万8,000円でございます。

以上で、議案第12号の説明を終わります。

次に、議案第13号 平成28年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ51万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,557万5,000円とするものでございます。

2としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

1ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。

初めに使用料及び手数料のうち、使用料は 99 万円を減額し、使用料及び手数料の合計を 337 万円に。諸収入のうち、雑入は 47 万 5,000 円を追加し、諸収入の合計を 125 万 5,000 とするもので、今回の歳入補正額は 51 万 5,000 円を減額し、歳入の合計額を 7,557 万 5,000 円とするものでございます。

2 ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費のうち利用管理費は、51 万 5,000 円を減額し、総務費の合計を 7,509 万 3,000 円とするもので、今回の歳出補正額は歳入補正額と同額の 51 万 5,000 円を減額し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の 7,557 万 5,000 円とするものでございます。

以上で議案第 13 号の説明を終わります。

次に、議案第 14 号 平成 28 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 80 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 6,394 万 7,000 円とするものでございます。

2 としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

1 ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。

使用料及び手数料のうち使用料は、42 万 7,000 円を減額し、使用料及び手数料の合計を 1,957 万 3,000 円に。諸収入のうち預金利子は 3,000 円を減額、雑入は 37 万円を減額し、諸収入の合計を 475 万円とするもので、今回の歳入補正額は 80 万円を減額し、歳入の合計額を 1 億 6,394 万 7,000 円とするものでございます。

2 ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費のうち、利用管理費は 80 万円を減額し、総務費の合計を 1 億 6,375 万 6,000 円とするもので、今回の歳出補正額は歳入補正額と同額の 80 万円を減額し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の 1 億 6,394 万 7,000 円とするものでございます。

以上で、議案第 14 号の説明を終わります。

次に議案第 15 号 平成 28 年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,287 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 9,540 万円とするものでございます。

2としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

1ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。

国民健康保険税は、780万8,000円を追加し、国民健康保険税の合計を1億1,674万8,000円に。国庫支出金のうち国庫負担金は、2,483万7,000円を減額。国庫補助金は248万9,000円を減額し、国庫支出金の合計を1億6,968万4,000円に。療養給付費交付金は、1,984万1,000円を減額し、療養給付費交付金の合計を1,735万4,000円に。前期高齢者交付金は、683万9,000円を減額し、前期高齢者交付金の合計を2億3,648万4,000円に。都支出金のうち都負担金は、7万6,000円を追加し、都支出金の合計を6,776万8,000円に。共同事業交付金は、275万2,000円を減額し、共同事業交付金の合計を1億9,519万8,000円に。繰入金のうち基金繰入金は、1,600万円を追加し、繰入金の合計を8,266万7,000円とするもので、今回の歳入補正額は3,287万4,000円を減額し、歳入の合計額を8億9,540万円とするものでございます。

2ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費のうち、総務管理費は248万8,000円を減額し、総務費の合計を662万3,000円に。保険給付費のうち療養諸費は、1,016万6,000円を減額。高額療養費は、815万円を減額。葬祭費は、5万円を追加し、保険給付費の合計を5億6,629万3,000円に。後期高齢者支援金等及び介護納付金は、財源の組みかえのみで額に変更はなく、共同事業拠出金は1,302万円を減額し、共同事業拠出金の合計を1億8,581万2,000円に。保健事業費のうち特定健康診査等事業費は、100万円を追加。保健事業費は、10万円を減額し、保健事業費の合計を1,128万5,000円とするもので、今回の歳出補正額は歳入補正額と同額の3,287万4,000円を減額し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の8億9,540万円とするものでございます。

以上で、議案第15号の説明を終わります。

次に議案第16号 平成28年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ959万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億320万円とするものでございます。

2としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

1 ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。

保険料のうち、後期高齢者医療保険料は、97 万 5,000 円を減額し、保険料の合計を 6,375 万 6,000 円に。繰入金のうち一般会計繰入金は 892 万円を減額し、繰入金の合計を 1 億 2,520 万 3,000 円に。諸収入のうち受託事業収入は 30 万 5,000 円を追加し、諸収入の合計を 1,094 万円とするもので、今回の歳入補正額は 959 万円を減額し、歳入の合計額を 2 億 320 万円とするものでございます。

2 ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費のうち総務管理費は 47 万 1,000 円を追加し、総務費の合計を 442 万 8,000 円に。広域連合納付金は、1,026 万 6,000 円を減額し、広域連合納付金の合計を 1 億 8,455 万 5,000 円に。保健事業費は 47 万 3,000 円を追加し、保健事業費の合計を 621 万 3,000 円に。諸支出金のうち、繰出金は 26 万 8,000 円を減額し、諸支出金の合計を 199 万 2,000 円とするもので、今回の歳出補正額は、歳入補正額と同額の 959 万円を減額し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の 2 億 320 万円とするものでございます。

以上で、議案第 16 号の説明を終わります。

次に、議案第 17 号 平成 28 年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、3,971 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 293 万 6,000 円とするものでございます。

2 としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

1 ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。

保険料のうち介護保険料は、116 万 6,000 円を追加し、保険料の合計を 1 億 6,863 万 9,000 円に。国庫支出金のうち国庫負担金は、784 万 1,000 円を減額。国庫補助金は、636 万 8,000 円を減額し、国庫支出金の合計を 1 億 6,890 万 3,000 円に。支払基金交付金は、1,704 万 5,000 円を減額し、支払基金交付金の合計を 1 億 9,467 万 7,000 円に。都支出金のうち都負担金は、745 万 7,000 円を減額。都補助金は、38 万 1,000 円を減額し、都支出金の合計を 1 億 1,492 万 7,000 円に。繰入金のうち一般会計繰入金は、382 万 9,000 円を減額。基金繰入金は、204 万 3,000 円を追加し、繰入金の合計を 1 億 2,440 万 9,000 円とするもので、今回の歳入補正額は、3,971 万 2,000 円を減額し、歳入の合計額を 8 億 293 万 6,000 円とするものでございます。

2 ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費のうち総務管理費は、44 万 4,000 円を追加し、総務費の合計を 1,189 万 1,000 円に。保険給付費のうち介護サービス等諸費は、3,100 万円を減額。介護予防サービス等諸費は、450 万円を追加。その他諸費は、10 万円を追加。高額介護サービス等費は、260 万円を減額。町特別給付費は財源の組みかえで額に変更はなく、特定入所者介護サービス等費は、200 万円を減額し、保険給付費の合計を 7 億 1,074 万円に。地域支援事業費のうち包括的支援事業・任意事業費は、195 万 6,000 円を減額し、地域支援事業費の合計を 4,865 万 1,000 円に。基金積立金は、720 万円を減額し、基金積立金の合計を 1,192 万 4,000 円とするもので、今回の歳出補正額は歳入補正額と同額の 3,971 万 2,000 円を減額し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の 8 億 293 万 6,000 円とするものでございます。

以上で、議案第 17 号の説明を終わります。

次に、議案第 18 号 平成 28 年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 867 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 8,732 万 4,000 円とするものでございます。

2 としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

1 ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。

繰入金のうち一般会計繰入金は、867 万 6,000 円を減額し、繰入金の合計を 4 億 2,561 万 8,000 円とするもので、今回の歳入補正額は 867 万 6,000 円を減額し、歳入の合計額を 4 億 8,732 万 4,000 円とするものでございます。

2 ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費のうち総務管理費は、432 万 8,000 円を減額し、総務費の合計を 1 億 3,112 万 2,000 円に。事業費のうち下水道事業費は、327 万 5,000 円を減額。浄化槽市町村整備推進事業費は、107 万 3,000 円を減額し、事業費の合計を 7,210 万 7,000 円とするもので、今回の歳出補正額は歳入補正額と同額の 867 万 6,000 円を減額し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の 4 億 8,732 万 4,000 円とするものでございます。

以上で、議案第 18 号の説明を終わります。

次に、議案第 19 号 平成 28 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

第1条は総則となります。第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するというので、支出のうち参考欄に記載がございますように、給与費を75万3,000円減額し、経費を75万3,000円追加する財源の組みかえを行うもので、額に変更はございません。

次に第3条、予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、1職員給与費「2億6,007万8,000円」を「2億5,932万5,000円」に改めるものでございます。

以上で、議案第19号の説明を終わります。

以上で、議案第12号から議案第19号までの全8会計の補正予算の説明を終わります。

今年度最終の補正予算でございまして、今後の事業執行に欠かせない予算でございますので、ご審議を賜りご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 以上で説明は終わりました。

次に、各課長から説明をお願いします。説明は自席に着席したままで簡潔に行ってくださいようお願いいたします。

初めに議案第12号について、各課長から順次所管の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） それでは、議案第12号 平成28年度奥多摩町一般会計補正予算（第6号）の内容につきましてご説明いたします。

初めに8ページをお開きください。歳入でございます。

款02 地方譲与税のうち、項01 地方揮発油譲与税は、170万2,000円の増。項02 自動車重量譲与税は、61万7,000円の減。次の款03 利子割交付金は、45万6,000円の減。款04 配当割交付金は、404万5,000円の減。款05 株式等譲渡所得割交付金は、89万1,000円の減。款06 地方消費税交付金は、950万9,000円の減で、そのうち一般財源分は、403万8,000円の減。社会保障財源分は、547万2,000の減であり、9ページをごらんいただきまして款07でございます。自動車取得税交付金は、89万7,000円の減。次の款10 交通安全対策特別交付金は、30万円の減でいずれも交付見込み額通知によるものでございます。

○福祉保健課長（清水 信行君） 款11 分担金及び負担金です。項01 負担金、目01 民生費負担金は、172万5,000円を増額するもので、内訳でございますが、節01 保育料負担金では、保育料保護者負担金として、町全体の入園者数の増加により氷川保育園では、18万5,000円の減となるものの、古里保育園及び管外保育園では合わせて232万4,000円の増額となり、節02 児童育成費負担金では、学童保育料保護者負担金で氷川・古里学童保育会

のいずれも児童数の減少により合わせて41万4,000円を減額するものです。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 次の目02水産費負担金102万6,000円の皆減につきましては、都の補助制度により、町の所有とすることが義務づけられ、説明欄記載の事業について使用者から負担金を徴収しないことになったことによるものです。

次は款12使用料及び手数料、項01使用料です。

初めに、目02農林水産施設使用料129万1,000円の減額につきましては、説明欄にございます大丹波養魚池は使用者がいないため皆減を。次の栃寄養魚池及びその次の峰谷養魚池につきましては、魚病の発生により養殖業が損失したことによる減免申請に基づきそれぞれ減免するものです。

次の、目03商工使用料81万円の増額は説明欄にございます、峰谷川溪流釣場は施設の使用をせず、運営したことによる施設使用料の減額を。その次の、氷川駐車場及びその次の小丹波駐車場の2つの駐車場の増額は、収入が増加したことによるものです。

○地域整備課長（須崎 政博君） 次に、目04土木使用料506万8,000円の減額につきましては、01住宅使用料の町営住宅使用料で533万円を実績見込みにより減額とし、若者定住応援住宅使用料で2万4,000円の増額は、それぞれの実績によるものでございます。町営住宅過年度分の23万3,000円についても実績により、増額するものでございます。

次の02道路・河川占用料の5,000円の増額は、実績により額の確定によるものでございます。

○教育課課長補佐（原島 保君） 次に教育使用料でございますが、20万7,000円の減額につきましては、せせらぎの里美術館入館料の実績及び見込みによるものでございます。

○住民課長（天野 成浩君） 次に項02手数料、目01総務手数料の15万円の減額は、節01戸籍手数料から節05再交付手数料までの説明欄にあります、戸籍証明関係及び通知カードの再発行の手数料を見込むものです。

次に目02衛生手数料の87万3,000円の減額は、節01塵芥処理手数料134万9,000円の減額、節02一般廃棄物許可手数料3万円を増額するものです。

次に11ページをお開きください。節03犬の登録手数料9万9,000円の減額と節04し尿処理手数料54万5,000円の増額は説明欄記載の実績を精査したものでございます。

○福祉保健課長（清水 信行君） 款13国庫支出金です。項01国庫負担金、目01民生費国庫負担金では、節01社会福祉費負担金において、障害者自立支援給付費負担金、障害者自立支援医療給付費負担金及び介護保険低所得者保険料軽減負担金について、いずれも実績に基づく見込みにより合わせて469万3,000円を減額し、節02児童福祉費負担金におい

ても、児童手当費負担金でそれぞれの支払い区分の実績に基づく見込みにより、合わせて500万円を減額し、民生費国庫負担金では969万3,000円を減額するものです。

項02国庫補助金、目02民生費国庫補助金では、節01社会福祉費補助金において、障害者総合支援事業では、支援区分等判定審査会等の経費について24万円の減額。障害者地域支援事業では、社会参加促進事業等について43万円の減額。臨時福祉給付金事業補助金では、給付対象者について実績に基づく見込みにより274万4,000円を減額し、節02児童福祉費補助金では、放課後児童健全育成事業として運営している学童保育事業及びファミリーサポートセンター事業について実績に基づき、24万3,000円を減額。子どものための教育保育事業費補助金として、今年度予定していた子ども・子育て支援システム改修に要する補助金について、補助金の確定が平成29年度に繰り下げられたことにより、43万7,000円を減額し、民生費国庫補助金全体では409万4,000円を減額するものです。

○地域整備課長（須崎 政博君） 次に目03土木費国庫補助金、270万円の増額は橋梁費補助金で、北氷川橋補修工事及び橋梁点検10カ所の補助金の交付率の変更により、社会資本整備総合交付金の額の確定によるものでございます。

○総務課長（井上 永一君） 次の消防費国庫補助金は、総額で258万4,000円の減額でございます。内訳は防災費補助金が273万4,000円の減額で、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例に基づく住宅建築物耐震改修事業補助金交付金として、地震発生時の緊急輸送道路に指定されている国道411号線上の倒壊により、道路を閉塞するおそれのある家屋の耐震改修の補助金を補助実績により減額するものでございます。

次の消防施設費補助金は、15万円の増額でございます。消防防災施設等整備費補助金として、耐震性貯水槽設置工事費に対する補助金額の確定によるものでございます。

○教育課課長補佐（原島 保君） 次に教育費国庫補助金でございますが、63万3,000円の増額につきましては、中学校統合に伴い、町が負担した遠距離通学費を対象に基本補助率2分の1で支給されるべき地児童生徒援助費補助金が実績により増額を見込むものでございます。

○福祉保健課長（清水 信行君） 款14都支出金です。項01都負担金、目01民生費都負担金では、節01社会福祉費負担金において、説明欄記載の各負担金について実績に基づきそれぞれ減額し、節02児童福祉費負担金では、児童育成手当において実績に基づき減額し、児童手当についても同じく実績に基づき、それぞれの支払い区分で減額するもので、民生費都負担金全体で1,309万1,000円を減額するものです。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 13ページをごらんください。

次の項 02 都補助金、目 01 総務費都補助金は 397 万 6,000 円の増で、節 02 公共施設調整交付金 474 万 3,000 円の増は、小河内処理区下水道事業の実績見込みによるものであり、次の、節 03 伐木事業補填収入 6 万 9,000 円の増につきましては、交付額の確定によるものでございます。

○総務課長（井上 永一君） 次に、東京都自動通話録音機設置促進補助金は、83 万 6,000 円の減額でございます。この補助金は、振り込め詐欺など特殊詐欺被害の現状を踏まえ、警告メッセージと録音機能により、被害を未然に防止することを目的とした自動通話録音器を設置するための補助金ですが、事業実績により減額となるものでございます。当初、430 台の購入を予定しておりましたが、購入実績は 200 台でございます。

○福祉保健課長（清水 信行君） 目 02 民生費都補助金では、節 01 社会福祉費補助金において、地域福祉推進包括補助事業補助金では、福祉モノレール等整備事業及び人にやさしい道づくり整備事業において、実績に基づき 90 万 6,000 円を減額。障害者施策推進包括補助事業補助金では、障害者が町外のグループホーム等での入所生活を支援するための事業費について、入所者の増により 129 万 8,000 円を増額し、その他の説明欄記載の事業については実績に基づき見込み額を減額。障害者地域生活支援事業補助金では、国庫補助金と同様に障害者総合支援事業では、支援区分等判定審査会等の経費について 12 万円の減額。障害者地域支援事業では、社会参加促進事業等について、21 万 5,000 円を減額し、高次脳機能障害者支援促進事業補助金では、事務費について 4 万 7,000 円を減額するものです。

節 02 児童福祉補助金では、ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業補助金で、実績に基づき減額し、子供家庭支援包括補助事業補助金では、ファミリー・サポート・センター事業で実績において減額と、子育て家庭に対する安心安全確保対策支援事業として、氷川・古里保育園において災害時非常用品の購入費用として 40 万 4,000 円を増額し、合わせて 33 万 9,000 円の増額。子ども・子育て支援交付金では、国庫補助金と同様に、放課後児童健全育成事業として運営している、学童保育事業及びファミリー・サポート・センター事業について、実績に基づき 24 万 3,000 円を減額するもので、民生費都補助金全体で 274 万 3,000 円を減額するものです。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 次の目 04 農林水産費都補助金は、総額 527 万 2,000 円の減額ですが、初めに、節 01 農業費補助金 6 万 6,000 円の減額は、事業完了による補助金確定によるものです。

○地域整備課長（須崎 政博君） 次の節 02 林業費補助金の 97 万 5,000 円を減額につきましては、林業費補助金 56 万 5,000 円の増額は、名坂線林道開設工事の精査による額の確

定によるもので、次に都補助林道改良（舗装）事業補助金の154万円の減額は、説明欄記載の3路線及び事務費の精査により、それぞれの額の確定によるものでございます。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 次の節03水産業費補助金423万1,000円の減額は、内水面各事業の契約確定による差金分及び既存施設取り壊し費用等は補助対象となり、交付決定されたことによるものです。

次の目05、商工費都補助金607万1,000円の減額は、説明欄に記載の各事業につきまして、契約金額が下がったこと及び都の補助金予算を市町村全体申請額が上回ったことから、各市町村の補助を一律24%カットし、交付することとなったことによるものです。

○地域整備課長（須崎 政博君） 次の目06土木費都補助金3,327万5,000円の減額は、説明欄記載の各5路線及び橋梁補修で各路線の委託料・工事請負費・物件補償費・用地買収費のそれぞれの精査により、市町村土木補助金の額の確定によるものでございます。

○総務課長（井上 永一君） 次に、目07消防費都補助金、防災費補助金ですが、233万4,000円の減額となります。消防費国庫補助金と同様に耐震改修の対象建築物の補助金が補助実績により減額となるものでございます。

○教育課課長補佐（原島 保君） 次に15ページをごらんください。

教育費都補助金でございますが、35万円の減額となります。内訳ですが、教育総務費補助金で、私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金は、園児数の確定により7万4,000円の、中学校統合により統合後3年間に限り、基本補助率2分の1で支給される、新しい学校づくり重点支援事業補助金は補助対象事業の確定により19万3,000円をそれぞれ減額するものです。

次に社会教育費補助金の8万3,000円の減額は、放課後子供教室推進事業補助金は、支出実績により減額するものでございます。

○住民課長（天野 成浩君） 次に項03都委託金、目01総務費委託金3,000円の増額は、節02戸籍住民基本台帳事務費委託金で、事務委託金の確定によるものです。

○福祉保健課長（清水 信行君） 目02民生費委託金では、社会福祉費委託金で知事の権限に属する事務の市町村処理に伴う事務費として、身体障害者手帳に係る事務費の実績により4万8,000円を減額するものです。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 次の目04商工費委託金20万円の増額は都の交付決定によるものです。

○地域整備課長（須崎 政博君） 次の目05土木費委託金1,000円の増額につきましては、都営住宅募集事務の実績により、額の確定によるものでございます。

○教育課課長補佐（原島 保君） 次に教育費委託金でございますが、468万6,000円の減額となります。内訳でございますが、水と緑のふれあい館管理運営事務費のうち、修繕費・委託料等の実績により減額となるため、東京都との協定によりまして、管理運営事務費及び管理運営委託金が減額となるものでございます。

○福祉保健課長（清水 信行君） 目07衛生費委託金では、保健衛生費委託金で感染症予防対策事業費として実施している風しん抗体検査事業対象者出現により、新たに1万4,000円を追加するものです。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 次に款15財産収入でございます。目01財産貸付収入64万1,000円の増は、節01貸地料におきまして、21万1,000円の減で、貸付面積の変更等によるものであり、16ページをごらんいただきまして、次の節02貸家料85万2,000円の増は、今年度採用しました職員の職員住宅への入居に伴う60万円の増及び丹三郎作業施設26万4,000円の増は、町が取得しました丹三郎地内の旧城西製作所を町内の事業者に貸し付け、活用が図られたことなどによるものでございます。

次の、目02利子及び配当金52万2,000円の減は、財政調整基金を初めとする説明欄記載の各基金に対する利子の実績見込みによるものでございます。

次の款16寄付金では、目01一般寄付金は、説明欄記載の各寄付金の実績及び見込みにより292万5,000円の増。目02指定寄付金30万円の減は、社会福祉寄付金の実績及び見込みによるものでございます。

次に款17繰入金につきましては、項01特別会計繰入金、目02後期高齢者医療特別会計繰入金26万8,000円の減は、実績見込みによるものでございます。

次に17ページをごらんいただきまして、項02基金繰入金では、目01財政調整基金繰入金1,800万円の減。目05公共施設整備基金繰入金2,500万円の減で、いずれも財源不足により、おのおのの基金から取り崩していたものを財源調整により、おのおのの基金に戻し入れを行うものでございます。

次の款19諸収入では目01町預金利子が7万円の減。

次の目02巨樹・巨木林調査データ整備受託収入が2万5,000円の減。

次の項05雑入、目02実費徴収金313万円の減は、いずれも説明欄記載の各事業の実績によるものでございます。

次に18ページをごらんいただきまして、目04市町村振興宝くじ収益配分金117万8,000円の減は、オータムジャンボ宝くじ収益配分金の交付決定通知によるものです。

次の目07雑入7万円の減は、水と緑のふれあい館におけます、太陽光余剰電力の売払収

入実績によるものです。

以上で、歳入の説明を終わります。

○議長（須崎 眞君） お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって午前 11 時 15 分から再開といたします。

午前 10 時 58 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

○議長（須崎 眞君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般会計歳出の説明から行います。

総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 補正予算書を 19 ページからは歳出に入りますが、その前に人件費につきまして総括的にご説明をさせていただきます。

補正予算書の 71 ページ給与費明細書をごらんください。

71 ページは、特別職の給与費明細書でございます。下段の比較の欄をごらんください。職員数は増減がございません。議員の報酬 32 万円の減額、期末手当の 12 万 5,000 円の減額は支給実績によるもの。その他の報酬の 212 万 4,000 円の減額は、各種委員会委員報酬等の不用額でございます。右側共済費の欄の議員 142 万 7,000 円の減額は、議員共済費は、4 月 1 日現在に所属していた議員数により支払うもので、予算は 12 名で計上していたものの、本年度の 4 月 1 日現在の議員数が 11 名であったことから減額となるもの。その他の 3 万円の減額は、所要見込み額の調整でございます。計の欄で、給与費のうち、報酬は 244 万 4,000 円の減額、期末手当 12 万 5,000 円の減額、共済費は 145 万 7,000 円の減額となり、合計で 402 万 6,000 円の減額でございます。

72 ページをごらんください。一般職でございます。

上から 3 行目、比較の欄でございますが、職員数は変更ございません。給与費の給料も変更はございませんが、職員手当は 28 万 1,000 円の増額。1 つ飛びまして、共済費は 78 万 4,000 円の減額。合計で 50 万 3,000 円の減額でございます。職員手当の内訳は、下段の表のとおり不用額または所要見込み額の調整でございます。

以上で、給与費の説明を終わらせていただきます。

19 ページにお戻りください。歳出に入ります。

○議会事務局長（澤本 恒男君） 款 01 議会費からになります。議会費の総額は、202 万 9,000 円を減額し、9,048 万 5,000 円となります。内訳で議会事務局費は、2 万 5,000 円の減、不用額となります。議会運営費は 200 万 4,000 円の減で、議員報酬等の減と負担金の不用額の整理となります。

以上で議会費を終わります。

○総務課長（井上 永一君） 次に款の 2 総務費でございます。項 01 総務管理費でございますが、一般管理費は総額で、439 万 5,000 円の減額となります。内訳ですが一般管理費の 186 万 8,000 円の減額は、人件費及び 20 ページの役務費及び委託料について、それぞれ事業実績による減額及び不用額でございます。

次の職員福利厚生費の 8,000 円の減額は不用額でございます。

次の庁舎管理費は、196 万 5,000 円の減額でございます。需用費の燃料費及び光熱水費は、庁舎電気料実績等により減額となるもので、役務費 6 万 5,000 円の増額は、電話料の増によるものでございます。

次の災害対策用職員住宅管理費の 8 万円の減額は、需用費の光熱水費で電気料の減額によるものでございます。

21 ページをごらんください。

災害対策用職員住宅建設事業費の 47 万 4,000 円の減額は、長畑第 2 住宅建設工事監理業務委託費の事業費確定による不用額でございます。

次に、文書管理費の 27 万円の増額は役務費で郵券代の増額によるもの。

次の広報費は 40 万円の減額で、臨時職員賃金の減額によるものでございます。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 次の目 06 財産管理費は、234 万 7,000 円の減で、内訳としまして、需用費 45 万円の減は、コピー用紙等消耗品費の減及び旧古里中学校の光熱水費の減、委託料 159 万 7,000 円の減は、旧古里中学校の施設関係は奥多摩日本語学校を運営します株式会社 J E L L Y F I S H との賃貸借契約締結により、締結後の施設管理等に要する経費は日本語学校側の負担となったため減額するもの。ほかに委託につきましては、実績により減額するものでございます。

次の使用料及び賃借料 30 万円の減は、実績見込みによるコピー機使用料の減です。

次に 22 ページをごらんください。目 07 企画費でございます。

企画費、内訳としまして負担金・補助及び交付金で、1,741 万 1,000 円の増は、バス路線維持対策費補助金が 1,704 万 9,000 円の増で、これは平成 27 年 4 月の中学校統合に伴う

大丹波線における、増便と路線の延伸による経費増加が主な要因としまして、前年度の最終補正予算においても、増額補正をさせていただきましたが、今回の補正につきましても、主な要因となります。ただし、増額の金額幅が大きくなっております。これにつきましても、奥多摩町バス路線維持費補助金要綱の規定に基づきまして、補助対象期間が補助金を受けようとする会計年度の前年 10 月 1 日から、当該年度の 9 月 30 日までとなっていることに起因します。平成 27 年度補正予算では、4 月から 9 月までの 6 カ月分の反映でありましたが、平成 28 年度では平成 27 年 10 月から平成 28 年の 9 月までの 12 カ月分を反映したことなどにより、大幅な増額補正となっております。このことに伴いまして、西東京バスへの補助金の総額は 6,740 万 9,000 円となります。

次の、三鷹・立川間立体複々線促進協議会分担金は 8,000 円の減。全国過疎地域自立促進活性化連盟分担金は 1 万円の増で、それぞれ通知によるものです。

次の企画事業費 10 万円の減は、当初、町でドローンの購入を予定しておりましたが、現在、国立情報学研究所との共同研究を進めており、国立情報学研究所側で機材の手当てができていたため皆減するものです。

次の目 10 基金運用費 186 万 8,000 円の減は、財政調整基金 13 万 7,000 円の減及び減債基金費 15 万 1,000 円の減は、いずれも歳入においてご説明しました、利子分を積み立てる金額を実績見込みにより減額するものです。

次の公共施設整備基金費 158 万 4,000 円の減は、利子分によるものが 11 万 9,000 円の減及び歳入でご説明いたしました、農林水産施設使用料 129 万 1,000 円の減並びに貸地料 17 万 4,000 円の減によるもので、23 ページをごらんいただきまして、庁舎建設基金費 4,000 円の増は利子分の増によるものです。

○総務課長（井上 永一君） 次に車両費、車両管理費は 110 万 8,000 円の減額となります。委託料で庁用バス管理委託費が、利用実績により 119 万 8,000 円の減額。使用料及び賃借料で有料道路・有料駐車場使用料が、利用実績により 9 万円の増額となるものでございます。

次の防犯対策費、167 万円の減額は、需用費の消耗品費で奥多摩町自動通話録音機能配布要綱に規定する町内に住所を有し、自動通話録音機能の設置を希望する 65 歳以上の高齢者のいる世帯へ警告メッセージ等録音機能により、被害を未然に防止することを目的とした自動通話録音器を設置するための購入費用として、430 台分の予算を計上させていただきましたが、購入実績が 200 台となったため減額するものでございます。なお、設置台数につきましては現在約 80 台でございます。今後も引き続き希望世帯へ配布をしてまいりま

す。

○住民課長（天野 成浩君） 次に項 02 徴税費、目 01 税務総務費、4 万円の減額は、節 03 職員手当等の人件費の調整によるものです。

次に、23 ページから 24 ページにかけてお願いします。

項 03、目 01 戸籍住民基本台帳費は、補正金額の増減はありませんが、東京都事務委託金の確定により、一般財源から東京都の財源に財源組替を行うものです。

次に、目 02 社会保障・税番号制度費 66 万 6,000 円の減額は、節 07 賃金から節 18 備品購入費まで、説明欄記載の個人番号カード交付に関し、臨時職員賃金及び顔認証システムの導入経費などを予算化しておりましたが、職員による対応と認証対応に支障がないことから予算を皆減するものでございます。

○総務課長（井上 永一君） 次に項 04 選挙費です。選挙管理委員会費は 27 万 3,000 円の減額で、人件費及び 25 ページをごらんいただきまして、25 ページの備品購入費まで、また次の選挙啓発費の 16 万 5,000 円の減額は、それぞれ事業実績による減額及び不用額でございませう。

総務費は以上でございませう。

○福祉保健課長（清水 信行君） 款 03 民生費でございませう。項 01 社会福祉費、目 01 社会福祉総務費では、節 01 社会福祉総務費において、職員手当及び普通旅費の調整及び不用額を整理し、26 ページ、02 社会福祉委員費から 04 民生・児童委員協力員事業費までは、それぞれ不用額を整理するもので、05 行旅死亡人取扱費では、次の 27 ページ上段まで取扱件数の減少により、不用額を整理するもの。10 社会福祉基金費では、指定寄付金等の減少により 30 万 6,000 円を減額。13 成年後見制度利用支援事業費では、当初 2 人分を見込んでいた補助金について、裁判所の決定により不足が生じたことから 4 万 2,000 円を追加するもので、16 少子化・定住化対策事業費では、報償費において、おせっかい支援員による結婚支援での結婚奨励金について見込み数を減らしたことで 10 万円を減額し、委託料において、当初見込んでいた子ども・子育て支援事業システム開発に係る委託料 16 万 8,000 円を皆減。負担金・補助及び交付金において入園・入学・進学支援事業では、保育園入園で 9 名分、小学校入学で 5 名分増加したことから 19 万円を追加し、若者定住応援補助金では、当初の見込みより助成件数が増えたことにより 306 万 6,000 円を追加いたしますが、その他の保育園保育料助成事業以下若者定住助成金まではそれぞれ説明欄記載の金額について実績に基づき減額するもので、28 ページをごらんいただき、17 地域ささえあいボランティア事業費では、需用費で計上していたパンフレット印刷費について、在庫があること

から減額するもの。18 臨時福祉給付金事業費では、職員手当のうち超過勤務手当について、年度後半に、新たに経済対策分としての給付金事務が発生したことから、44 万 3,000 円を追加し、需用費では不用額を減額し、負担金・補助及び交付金において、これまで給付してきた実績に基づきそれぞれの給付金について減額するもの。19 国民健康保険事業費では、職員人件費について、10 月 1 日付人事異動に基づき所要額を追加し、社会福祉総務費全体では 779 万 6,000 円を減額するものです。

目 02 老人福祉です。29 ページお開き願います。

02 敬老記念品支給事業費では、報償費から役務費までそれぞれ不用額を整理し、04 高齢者緊急通報システム事業費では、機器購入に係る備品購入費について、実績に基づき 66 万 1,000 円を減額。10 高齢者外出支援サービス事業費では、平成 27 年度の補助金の確定により過年度分返還金を追加し、14 福祉モノレール等整備事業費では、委託料及び工事請負費について事業の確定により、それぞれ不用額を整理するもの。15 人にやさしい道づくり整備事業費では、同じく申請事業の確定により、工事請負費において不用額を整理し、21 介護保険事業費では、報酬において、介護保険運営協議会委員及び介護認定審査会委員報酬について、合わせて 116 万 3,000 円を減額し、職員手当では人事異動に伴い職員手当で所要額を追加。繰出金において、介護給付費の見込みにより、町法定負担分及び地域支援事業繰出金（包括的支援事業・任意事業）について減額し、事務費繰出金について増額。低所得者保険料軽減繰出金について、対象者の確定により減額し、22 後期高齢者医療事業費では、繰出金において、広域連合からの通知に基づき、健康診査費及び事務費については増額し、その他療養給付費繰出金等法定負担分については減額となり、同時に老人福祉費全体では、1,628 万 5,000 円を減額するものです。

目 03 心身障害者福祉費です。31 ページをお開き願います。

02 重度障害者見学事業費では、需用費から使用料及び賃借料まで不用額を整理し、03 在宅心身障害者福祉手当給付事業費から 05 町単独精神障害者支援事業費まで扶助費においてそれぞれ不用額を整理するもので、08 障害者総合支援事業費では、報酬から扶助費までそれぞれ実績に基づき増減するものですが、委託料では通所支援事業の対象者の減によるもの。扶助費のうち共同生活援助については、障害者グループホーム利用者の増により増額するもので、同じく最下段の共同生活援助利用者家賃助成及び 33 ページ、共同生活援助都加算の増額も利用者の増によるものです。

次の 09 障害者自立支援医療事業費では、扶助費において更生医療給付費については、これまでの実績により見込み額を減額し、育成医療給付費については、これまでに実績がな

いことから、新規見込み分のみとし、合わせて 227 万 2,000 円を減額するものです。10 障害者地域生活支援事業費では、委託料では障害のある方の外出時に手助けをするためのガイドヘルパー事業の実績により 10 万円の増額。扶助費では、日常生活用具給付費の利用者の増により、35 万円を増額するもので、14 高次脳機能障害者支援促進事業費では、需用費を皆減。15 自殺対策事業費で、ゲートキーパー養成講座の講師謝礼が不要となったことから、報償費を皆減。17 障害者虐待防止対策事業費では、啓発用パンフレットの在庫により印刷製本費を皆減し、心身障害者福祉費全体で 1,493 万 9,000 円を減額するものです。

目 04 福祉会館費では、修繕費及び工事請負費において、不用額を整理するもので、それぞれ放送機器の修繕、屋上梁の交換工事が終了したことによるものです。

34 ページをごらんください。項 02 児童福祉費です。

目 01 児童福祉総務費では、01 児童福祉総務費で、人件費の調整による減額。02 児童福祉費では、委員報償費について実績により減額し、03 ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業費では、委託料において実績により減額。06 子ども医療費助成事業費では、扶助費では国保加入者、社保加入者それぞれ対象者の増加による医療費の増額を見込み。07 乳幼児医療費町単独助成事業費では、社会保険加入者分の医療費の実績に基づく減額。08 子ども医療費町単独助成事業費では、実績による事務費の増を見込むもので、児童福祉費全体では 88 万 4,000 円減額するものです。

目 02 児童措置費です。35 ページお開き願います。

01 保育所措置費では、委託料において子ども・子育て支援新制度に伴う保育単価の改定及び加算追加分の増額により、古里保育園で 596 万 1,000 円、管外保育園で 1,077 万 3,000 円をそれぞれ追加するもので、負担金・補助及び交付金では、歳入でもご説明いたしましたが、子育て家庭安心安全確保対策事業補助金として、町内の保育所等の安全安心対策用備品等の購入に対する補助事業のため、80 万 9,000 円を追加するものです。償還金・利子及び割引料では、平成 27 年度に交付された子どものための教育・保育給付費国庫負担金及び都負担金について、交付金の額の確定に伴う返還金として、合わせて 724 万 1,000 円を追加し、02 児童手当費では、扶助費で児童手当において、対象者数の見込みにより 3 歳から小学校修了までの第 1 子から第 3 子以降と特例給付を除き、それぞれ減額し、03 児童育成手当費では、対象児童数の減により育成手当、障害手当それぞれ減額するもので、児童措置費全体で 1,468 万 6,000 円を増額するものです。

36 ページをごらんください。

目 03 児童健全育成事業費では、01 放課後児童健全育成事業費において、需用費では学

童クラブ修繕費の実績による減額及び委託料において、学童保育指導員の指導員委託料について実績により減額するもの。償還金・利子及び割引料では、平成 27 年度の子ども・子育て支援交付金の補助金の額の確定に伴う過年度返還金について追加し、児童健全育成事業費全体では 6 万 2,000 円減額するものです。

目 04 子ども家庭支援センター事業費では、01 子ども家庭支援センター事業費において、職員人件費において所要額を追加し、報償費では子育てサロン等の講師謝礼及び運営協議会委員の報償費について実績により減額し、委託料では子ども家庭支援センター相談員委託料について、勤務日数の見直しにより増額。37 ページお開き願います。償還金・利子及び割引料では、平成 27 年度の都補助金の額の確定に伴う返還金 4 万 5,000 円を追加し、02 ファミリー・サポート・センター事業費では、役務費で保険料の精査により不用額を減額し、委託料では相談員委託料について、勤務日数の見直しにより減額。償還金・利子及び割引料では、平成 27 年度の都補助金の額の確定に伴う返還金 4 万 1,000 円を追加し、03 病後児預かり事業費では、委託料で見込んでいた事業従事会員への抗体検査委託料を皆減し、予防接種のみとしたことによる減額。負担金・補助及び交付金において、実績に基づき減額し、子ども家庭支援センター事業費全体で 33 万 2,000 円を減額するものです。

次に款 04 衛生費です。

目 01 保健衛生総務費、01 保健衛生総務費では、職員人件費において所要額を調整し、02 保健福祉センター管理費では、需用費でボイラー燃料費の減、封筒印刷代の不用額の減に加え、光熱水費では実績により大幅な減額となり、役務費では、センター電話料について実績により減額し、04 古里歯科診療所事業費では、役務費で空調機移設料の不用額及び備品購入費で、歯科治療用モーターホース購入における不用額をそれぞれ減額するもので、07 犬の登録と予防接種事業費では、新規登録手数料の減額により財源組替をするもので予算の増減はなく、保健衛生総務費全体では 259 万 3,000 円を減額するものです。

目 02 予防費、01 健康づくり推進事業費では、報酬では、健康づくり推進協議会の委員報酬について不用額を減額し、報償費において実施を予定していた講演会講師謝礼について 10 万円を皆減とするもの。39 ページお開き願います。旅費では、先ほどの委員報酬及び保健推進員さんの全体会出席者数が確定したことから不用額を整理し、需用費では講演会関係の消耗品費について皆減。負担金・補助及び交付金では、各自治会の保健推進員の皆様の活動事業の実施見込みにより 9 万円を減額するものです。02 へき地専門医療確保事業費では、需用費で消耗品の不用額を整理し、03 感染症予防対策事業費では、都からの委託金の充当により、一般財源を特定財源に組みかえるもので予算の増減はありません。04 定期

予防接種事業費では、事業費で消耗品費の不用額を整理し、委託料で当初見込んでおりました乳幼児等への法定予防接種委託料について、実績に基づく見込みにより減額し、05 結核予防対策事業費では検診受診者数の見込み増により追加し、08 健康増進法保健事業費では、賃金でヘルシー体操健康運動指導士賃金等の実績により減額し、報償費では医師 2 名分の報償費について減額し、需用費ではがん検診時の消耗品について不用額を整理し、役務費では、がん検診等の受診通知に係る郵券代について実績に基づき減額するもの。委託料では、前立腺がん検診、特定健診受診者の増加見込により増額するものの、他のがん検診及び成人歯科健診については実績に基づき減額するものです。09 女性特有のがん検診推進事業費では、事業費及び委託料でそれぞれ事業実績により不用額を整理し、10 骨粗しょう症予防対策事業費では、受診者数の増加見込みにより追加し、11 健康相談事業費では、需用費で血液検査用品について実績により減額し、備品購入費では健康相談事業に使用する指導用図書購入費について新たに追加するもの。12 食育推進事業費では、報償費で推進協議会等の実績により減額し、需用費では料理講習会時の食材料費について減額するもの。41 ページお開きいただき、委託料では、料理講習会等の指導員について実績により減額し、備品購入費では、既存の炊飯器の老朽化による更新のため新たに 2 台分を追加し、13 生活習慣病等予防事業費では、需用費において不用額を整理し、予防費全体で 782 万 1,000 円を減額するものです。

目 03 母子保健事業費では、01、1 歳 6 か月児健康診査事業費から 43 ページ 16 フッ化物洗口推進事業費まで、実績によりそれぞれ説明欄記載のとおり減額するもので、母子保健事業費全体で 114 万 8,000 円を減額するものです。

○住民課長（天野 成浩君） 次に、目 04 環境衛生費 18 万円の減額は、01 環境衛生総務費 17 万円の減額で、節 01 報酬費及び 03 職員手当等は人件費の調整によるものです。08 報償費から節 15 工事請負費までは、委員会の開催及び支障移設工事はありませんでしたので皆減するものです。

次に 43 ページから 44 ページにかけてお願いします。02 環境対策事業費 6 万 3,000 円の減額は、節 01 報酬及び節 09 旅費で環境審議会の開催がありませんでしたので皆減するものです。次に 03 生活排水対策事業費 5 万 3,000 円の増額は、節 11 需用費、消耗品の皆減と節 13 委託料では、雑排水路及び公共水域水質分析委託料の不用額によるものと、雑排水路長畑直接浄化槽閉鎖による清掃作業委託料 41 万 1,000 円を新たに計上するものです。

次に項 02 清掃費、目 02 塵芥処理費、01 ごみ処理事業費 593 万 8,000 円の減額は、節 07 賃金でごみ処理作業賃金 4 万 4,000 円の増額。節 11 需用費では、01 燃料費の増額、03 食

糧費、04 印刷製本費の不用額によるもので、05 光熱水費では、施設の電気使用料を減額するものです。次の 45 ページをお開きください。節 12 役務費では、01 通信運搬費等で電話料と車両管理諸費用の不用額を精査により減額するものです。節 13 委託料では、説明欄記載のごみ収集・分別業務委託料で、委託料の中の資源収集車のリース料の増額とその他記載の委託料は不用額の精査により減額するものです。節 18 備品購入費では、ごみ収納庫及び資源収集車の購入に伴う契約差金による不用額でございます。節 19 負担金・補助及び交付金では、生ごみ処理容器等補助金及び西秋川衛生組合構成市町村負担金の実績により減額するものです。

次に目 03 し尿処理費、01 し尿処理事業費 121 万 2,000 円の減額は、節 13 委託料 39 万 4,000 円及び節 19 負担金・補助及び交付金 81 万 8,000 円の減額で、説明欄記載の事業の実績により減額するものです。

以上で款 04 衛生費を終わります。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 次に 46 ページをごらんください。款 06 農林水産業費でございます。

初めに項 01 農業費の農業推進協議会費 72 万 9,000 円の減額につきましては、協議会に関する委員報酬、職員手当及び農地台帳管理委託等の費用で、節 01 報酬から節 14 使用料賃借料まで全て実績見込みにより減額を見込むものです。

次に、目 02 農業総務費は総額 93 万 3,000 円の減額を見込むもので、農作物有害鳥獣対策事業費 30 万 2,000 円の減額につきましては、節 16 原材料費は不用額の整理を。節 19 負担金・補助及び交付金におきましては、狩猟免許取得申請者がいないこと及び山葵田防護ネットの実績見込みにより減額を見込むものです。

○地域整備課長（須崎 政博君） 次に 46 ページから 47 ページにかけてお願いいたします。

簡易給水施設管理費の 62 万 8,000 円の減額につきましては、11 需用費の光熱水費は実績により 20 万円を減額とし、次の 47 ページをお願いします。15 工事請負費の 42 万 8,000 円の減額は、実績により維持補修工事が増額となり、栃寄浄水場電動弁取替工事を予定していましたが、再度施設の状況調査が必要となり、設計等の見直しをするため来年度に検討するため、減額とするものでございます。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 次の目 03 農業振興費は、総額 146 万円の減額を見込むものです。農業振興総務費 107 万 8,000 円の減額につきましては、節 07 賃金から節 15 工事請負費までの減額は、それぞれ説明欄記載の内容につきまして、契約完了等の実績見込

みにより、次の節 18 備品購入費 64 万 8,000 円の増額は、特産物加工販売施設真空包装機が経年劣化により壊れたことに伴う買い替え費用を見込んだことによるものです。

次に町農林業等振興事業費 5 万 6,000 円の減額は、説明欄記載の各施設の不用額を整理するものです。

次に体験農園管理運営事業費 32 万 6,000 円の減額は、説明欄記載の各施設の不用額を整理するものです。

○地域整備課長（須崎 政博君） 次に目 04、農地費の 01 農道維持管理費の 5 万円の増額は、17 公有財産購入費で新規計上したもので、大丹波地区の農道入屋ヶ谷線の未登録路線の解消に伴い、未買収解消の土地を買収するためでございます。

次の款 06 農林水産事業費、項 02 林業費、目 01 林業総務費 14 万 3,000 円の減額につきましては、03 職員手当の人件費等の調整により、10 万円を減額とし、09 旅費では額の確定により 4 万 3,000 円の不用額とするものでございます。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 次に、森林費は 186 万 8,000 円の減額を見込むものです。

初めに森林保全・活用総務費 191 万 2,000 円の減額は、節 07 賃金において森林保安員 1 名が退職したことから減額を見込むものです。次の多摩の森林再生事業につきましては、金額の変更はなく実績予定により、本ページから次のページにかけての各項目の調整を見込むものです。次の森林セラピー事業費 4 万 4,000 円の増額は、節 11 需用費において登計トレイルの照明の修繕を見込むものです。

○地域整備課長（須崎 政博君） 次の目 04 林道治山費 122 万円の減額につきましては、01 林道維持管理費の 110 万円の減額は、13 委託料で実績により除雪作業委託を 10 万円増額するもので、次の 14 使用料及び賃借料の 30 万円の増額は、除雪時に対応するため、除雪対象 6 路線の除雪車賃借料を見込むもので、次の工事請負費の 150 万円の減額は、説明欄記載の工事の額の確定により減額とするものでございます。次の 02 都補助林道開設事業は、歳入減による調整のため財源組替するものでございます。次に 03 都補助林道改良（舗装）事業費の 12 万円の減額は、22 補償・補填及び賠償金、立木補償の額の確定により不用額とするものでございます。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 次に、50 ページをごらんください。項 03 水産業費です。

水産業総務費 111 万円の減額を見込むもので、水産総務費におきましては財源の組みかえです。次の内水面漁業環境活用施設整備事業費は、節 13 委託料において事業完了により

契約差金分 111 万円を不用額として見込むものです。

以上で款 06 農林水産業費の説明を終わらせていただきます。

次に款 07 商工費です。

初めに、目 01 商工総務費は、総額 66 万 3,000 円の減額を見込むものです。内訳ですが、商工振興費 16 万 3,000 円の減額は補助金確定により、補助額、不用額を見込むものです。次の小口事業資金融資事業費 50 万円の減額は、融資実績の見込みによるものです。

次は、項 02 観光費です。

目 01 観光総務費が総額 538 万 5,000 円の減額を見込むもので、初めに観光総務費は 404 万 5,000 円の減額、職員手当は 50 万円の減額。

次のページをお開きください。節 11 の需用費は、パンフレット等印刷物の費用確定により 150 万円の減額を。次の節 19 負担金・補助及び交付金は、実績及び補助金交付額の決定により減額を見込むものです。次の観光施設等整備基金費 37 万 8,000 円の減額は、歳入でご説明いたしました施設使用料減額及び利子の減額を見込むことによるものです。次の花の里づくり事業費 96 万 2,000 円の減額は、事業実績及び申請予定 1 団体の申請がなかったことにより減額を見込むものです。

次の目 02 観光施設費は、総額 229 万 3,000 円の減額を見込むものです。内訳ですが、観光施設維持管理費 33 万 6,000 円の増額は、節 11 需用費ではトイレトペーパー等の消耗品 5 万 6,000 円の増額と、光熱水費 40 万円の減額を実績見込みにより、次の修繕費は、川乗バイオマストイレの発電設備修繕のため、100 万円の増額を見込み、節全体で 65 万 6,000 円の増額。本ページから次のページにかけての、節 12 役務費 12 万 6,000 円の減額と節 13 委託費 19 万 4,000 円の減額はともに事業完了により、不用額を見込むものです。次の観光施設整備事業費 262 万 9,000 円の減額は排水設備等の工事確定により、不用額を見込むものです。

以上で款 07 商工費の説明を終わります。

○地域整備課長（須崎 政博君） 次に 52 ページから 53 ページにかけてお願いいたします。

款 08 土木費、項 01 土木管理費、目 01 土木総務費 39 万 2,000 円の増額につきましては 03 職員手当で、45 万円の増額は人件費の調整によるものです。次の 11 需用費では光熱水費で実績により、26 万 4,000 円の減額を。次の 18 備品購入費 6 万 6,000 の減額とし、19 負担金・補助及び交付金の 1 万 5,000 円の減額は、説明欄記載の首都圏中央連絡道路建設促進協議会の一定の目途がついたため、解散となったことから減額とするものでございま

す。次に 53 ページ、03 登記事務費の 10 万円の増額は敷民及び寄附物件の土地の取得に伴う、遺産分割協議書の登記資料作成にかかわる手数料を増額したものでございます。次に 04 法定外公共物譲与事業費の 30 万円の増額はカラー複合機のトナー等の消耗品を増額するものでございます。次に 05 道路台帳整備事業費の 11 万 3,000 円の減額につきましては道路台帳補正作業委託料の額の確定により、不用額とするものでございます。

次に款 08 土木費、項 02 道路橋梁費、目 01 道路維持費 67 万 3,000 円の増額につきましては 12 役務費で 2 万 7,000 円の減額は町が管理しているホイールローダーの手数料及び保険料の額の確定によるもので、次の 13 委託料では、除雪作業の実績により 20 万円を増額とし、主に 14 使用料及び賃借料で積雪時における除雪車賃借料で 90 万円を増額するものです。次の 22 補償・補填及び賠償金は、立木物件補償費の額の確定により 40 万円を減額するものでございます。

次に、54 ページをお願いいたします。

目 02 道路新設改良費 7,494 万円の減額につきましては、01 都補助道路新設改良事業費で 6,371 万 1,000 円の減額は、13 委託料から 22 補償・補填及び賠償金については、節区分の説明欄記載のそれぞれの各路線の額の確定によるものでございます。

次に、54 ページから 55 ページにかけてをお願いいたします。

02 町単独道路新設改良事業費 1,122 万 9,000 円の減額につきましては、13 委託料から次の 55 ページの 17 公有財産購入費の説明欄記載のそれぞれの額の確定によるもので、次の 22 補償・補填及び賠償金については、次年度都補助金の対応とするため減額とするものでございます。

次に目 04 橋梁新設改良費 137 万 2,000 円の減額につきましては、13 委託料は長寿命化計画により橋梁点検業務委託 10 カ所の額の確定によるものでございます。

次に款 08 土木費、項 04 住宅費、目 01 住宅管理費、01 住宅管理費 3 万 8,000 円の増額は 03 職員手当の人件費等の調整により 10 万円を増額するもので、11 需用費で 6 万 2,000 円減額は、公営町営住宅の街灯及び共同水道等の使用料の実績によるものでございます。

次に 55 ページから 56 ページにかけてをお願いいたします。

目 02 住宅建設費 2,084 万 5,000 円の増額につきましては、次の 56 ページ 01 住宅建設事業費で 3,261 万 1,000 円の増額は、13 委託料の説明欄で町営小河内住宅の改修設計委託の額の確定により、22 万 5,000 円を減額するもので、次の 17 公有財産購入費では、説明欄記載のそれぞれの用地を町の定住対策の用地として購入するため、3,283 万 6,000 円を増額するもので、定住促進基金で購入していますので買い戻しをするものでございます。次

の 02 小丹波地内若者住宅建設事業費 1,126 万 8,000 円の減額につきましては、13 委託料で 11 万 7,000 円の減額は、小丹波地内若者住宅建設工事監理業務委託の額の確定により不用額とし、次に工事請負費 1,115 万 1,000 円の減額は、小丹波若者住宅造成工事及び建設工事に関係する附帯工事について、それぞれの現場精査により額の確定により不用額とするものでございます。

次に 03 棚沢地内若者住宅建設事業費 159 万 8,000 円の減額につきましては、13 委託料で棚沢若者住宅造成工事及び建設工事にかかわる監理業務委託の額の確定により、不用額とするもので、次の 15 工事請負費 100 万円の減額は棚沢若者住宅造成工事及び建設工事に関係する附帯工事については、それぞれの現場精査により額の確定によるものでございます。

次に 04 大丹波地内若者住宅建設事業費 110 万円の増額につきましては、造成測量設計委託に伴い、地質調査が必要となったことから増額するものでございます。

次に、56 ページから 57 ページにかけてお願いいたします。

款 08 土木費、項 05 下水道費、目 01 公共下水道費 867 万 6,000 円の減額は下水道特別会計繰出金の実績見込みによるものでございます。

以上で土木費の説明を終わります。

○議長（須崎 眞君） お諮りします。会議の途中でありますが、ここで休憩にしたいと思いますがご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 異議なしと認めます。よって、午後 1 時 0 分から再開いたします。

午前 0 時 04 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（須崎 眞君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般会計歳出の款の 09 消防費の説明から行います。

総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 一般会計補正予算書、57 ページをごらんください。款 09 消防費でございます。

非常備消防費は 23 万 7,000 円の減額となります。内訳ですが、非常備消防総務費は 38 万 9,000 円の減額で人件費によるもの。消防団費の 15 万 2,000 円の増額は、需用費の消耗品費で制服、作業服等の購入実績によるものでございます。

次の消防施設費は、273万9,000円の増額でございます。内訳ですが、町単独消防施設整備事業費の362万3,000円の増額は、委託料につきましては第3分団海沢詰所実施設計委託費の事業費確定により37万円の減額。工事請負費として小丹波地内の古里保育園横にございます地域水道の配水池を防火水槽用として利用しておりましたが、老朽化が激しく修繕では対応できず、水槽下部に住宅もあることから解体するものでございます。なお解体後の土地については所有者にお返しするため、新たな水利等は今後検討してまいります。次の備品購入費5万1,000円の増額は、小型動力ポンプ用の吸管を購入するものでございます。次の国庫補助消防施設整備事業費の88万4,000円の減額は、川井地内及び日原地内に設置した耐震性防火水槽工事の額の確定による不用額でございます。

58ページをごらんください。

次の防災費につきましては、567万3,000円の減額でございます。負担金・補助及び交付金で、歳入の中でご説明申し上げましたように、緊急輸送道路として指定されている国道411号線の沿線に建築されている建物のうち、地震発生時の倒壊により道路を塞ぐ可能性のある建物の耐震化を実施するための補助金について、実績により減額するものでございます。

以上で消防費の説明を終わります。

○教育課課長補佐（原島 保君） 次に款の10教育費でございます。

まず項01教育総務費でございます。教育委員会費は9万9,000円の減額となります。昨年10月からの新教育委員会制度への移行により、教育委員長職の廃止による教育委員の報酬及び負担金・補助及び交付金で各種負担金の決定による不用額でございます。

次の事務局費は総額で5,000円の増額でございます。内訳ですが、事務局費の2万円の増額につきましては、人件費の共済組合負担金は減額ですが、旅費を調整により増額するものでございます。次の教育文化振興基金費の1万5,000円の減額は、教育文化振興基金利子積立金及び巨樹画集頒布代金積立金の見込みにより減額するものでございます。

59ページをごらんください。次に教育指導費は総額で、200万7,000円の減額となります。内訳ですが、教育指導費の190万8,000円の減額につきましては、賃金では説明欄記載の学校図書館支援員賃金を67万8,000円。学習等補助員賃金50万円を勤務実績によりそれぞれ減額するものです。報償費につきましては、就学支援委員会報償を実績により5万5,000円の減額。来年度から奥多摩中学校で導入する学校運営協議会委員報償として、今年度準備委員会として検討を重ねてきた、委員2名分の報償費を1万6,000円計上するもの。委託料では学校保健検査及び職員健康診断委託料を受診者決定により60万2,000

円を減額するものでございます。使用料及び賃借料は古里小学校、奥多摩中学校のパソコン使用料を実績により減額するものでございます。次に私立幼稚園等保護者負担軽減事業費の9万9,000円の減額につきましても実績によるものでございます。

次に項02小学校費でございます。学校管理費は、総額で139万4,000円の減額となります。

60ページをごらんください。内訳ですが、小学校管理費の49万4,000円の減額につきましては、古里小学校及び氷川小学校の用務員、作業員委託料を契約実績により減額するものです。次に、古里小学校管理費の40万円、氷川小学校管理費の50万円の減額につきましては、電気料、上下水道料の実績及び見込みによるものでございます。

次に教育振興費は、総額で111万6,000円の減額となります。内訳ですが、小学校教育振興費の90万6,000円の減額につきましては、役務費では電話等回線料を実績及び見込みにより減額を。委託料では鑑賞教室委託料及びタブレット初期設定委託料が実績により不用額。使用料及び賃借料では学習支援システム使用料を実績により減額するものでございます。負担金・補助及び交付金では遠距離通学費補助金が実績により1万6,000円増額となりますが。移動教室の補助金、交流学习補助金、宿泊体験学習補助金は、実績により減額するものでございます。

61ページをごらんください。次の準要保護等児童就学援助事業費の4万円。準要保護児童給食費補助事業費の7万円。古里小学校教育振興事業費の10万円は、それぞれ実績により減額するものでございます。

次に小学校建設事業費の5万6,000円の減額は、委託料で水道直結化実施設計委託について契約実績により不用額となるものでございます。

次に項03中学校費でございます。学校管理費は総額で86万1,000円の減額となります。内訳ですが、中学校管理費の28万円の減額は、学校用務員、作業員委託料及び負担金・補助及び交付金で、それぞれ契約実績による減額及び負担金の決定による不用額でございます。

62ページをごらんください。奥多摩中学校管理費の58万1,000円の減額は需用費及び役務費、使用料及び賃借料、備品購入費でそれぞれ実績による減額でございます。

次に教育振興費は、総額で245万4,000円の減額となります。内訳ですが、中学校振興費の78万7,000円の減額につきましては、役務費では電話等回線使用料を実績及び見込みにより減額を。委託料では鑑賞教室委託料を実績により不用額。負担金・補助及び交付金では遠距離通学費補助金が実績により3,000円の増額。生徒修学旅行補助金、移動教室補

助金、部活動支援補助金、プロジェクトアドベンチャー体験補助金。次の 63 ページをごらんください。上段の卒業アルバム補助金は実績により減額及び増額計上するものでございます。次に準要保護等生徒就学援助事業費の 18 万円。準要保護生徒給食費補助事業費の 18 万円の減額は実績によるものでございます。奥多摩中学校教育振興事業費の 130 万 7,000 円の減額は、報償費、委託料は実績によるもの。備品購入費は裁断機、紙折り機購入の契約実績により教科用図書・指導書等は購入の減少により減額するもの。負担金・補助及び交付金は主に部活動の公式戦、練習試合の交通費を実績及び見込みにより減額するものでございます。

次に学校建設費の中学校建設事業費につきましては、都補助対象工事のエアコン設置工事が契約実績により、増額となったことに伴い財源組替を行うものでございます。

次に項 04 給食費の給食管理費でございますが、128 万 6,000 円の減額でございます。

64 ページをごらんください。内訳につきましては賃金の 60 万円の減額は調理業務に従事する 4 名のパート調理員、配送運転手 1 名の勤務実績により減額するものでございます。また、事業費の光熱水費、役務費の通信運搬費、委託料のグリストラップ清掃委託につきましては、実績により減額するものでございます。

次に項 05 社会教育費でございます。社会教育総務費は、総額で 153 万 7,000 円の減額でございます。内訳につきましては、社会教育総務費の 54 万 1,000 円の減額につきましては、社会教育委員報酬等の減額を。次に 65 ページをお願いいたします。職員手当等の人件費の調整により増額を。賃金、報償費、旅費、負担金・補助金及び交付金は説明欄記載のとおり実績により減額するものでございます。教育文化振興事業費の 168 万円の減額につきましては、報償費では外国語教室等の実施回数の減少によるものでございます。海外派遣事業負担金 97 万円の減額は、オリンピック・パラリンピックの成功に向けた区市町村支援事業であるスポーツ振興等事業費補助金をこの事業に充当するために、シドニーのオリンピック施設を見学するコースを追加するため、昨年 6 月補正において 184 万円の増額補正を行いました。航空運賃、宿泊代等の契約実績により減額するものでございます。次に文化会館管理費ですが 68 万 4,000 円の増額となります。需用費では電気料が、役務費は電話料金がそれぞれ実績及び見込みにより減額するものでございます。備品購入費の 84 万 4,000 円の増額につきましては、視聴覚室天井設置型のプロジェクターが経年劣化による故障により修理もできないため、新規に購入するものでございます。

66 ページをごらんください。青少年対策費の青少年対策事業費 7 万円の減額につきましては、いずれも実績によるもの及び不用額でございます。

次の文化財保護事業費 212 万 5,000 円の減額につきましては、報酬費の 2 万 7,000 円の増額は、文化財保護審議会委員会の実績回数の増加によるもの。旅費、需用費の減額は実績によるものでございます。委託料 208 万円の減額につきましては、文化財資料整備委託費の実績によるもの。古文書目録作成業務委託につきましては、当初予定していた実施回数減少によるものでございます。67 ページをごらんください。上段の郷土芸能映像記録デジタル化業務委託につきましては、郷土芸能映像の約 120 本分のテープをハードディスクやDVDにコピーするというものですが、業務が完了したことにより減額するものでございます。

次に水と緑のふれあい館事業費は 375 万 8,000 円の減額となります。需用費及び役務費は説明欄記載のとおり実績によるものでございます。特に修繕費につきましては、音響映像機器の修繕が少なかったことにより大幅な減額となるものでございます。使用料及び賃借料から負担金・補助及び交付金まで、いずれも実績による減額及び不用額でございます。

次の図書館費の 2 万円の減額につきましては、次の 68 ページとなりますが複写機使用料の減額でございます。

次の美術館事業費の 50 万 9,000 円の減額につきましては、いずれも実績によるもの及び不用額でございます。

次に森林館事業費の 10 万 5,000 円の減額につきましては、旅費、役務費、使用料及び賃借料は、説明欄記載のとおり実績によるもので減額するものでございます。備品購入費の増額につきましては、現在使用している事務用パソコンのサポート期限終了に伴い、新たに事務用パソコンを 1 台購入する費用を増額するものでございます。

69 ページをごらんください。項 06 保健体育費でございます。保健体育総務費の 20 万 7,000 円の減額につきましては、報償費から使用料及び賃借料までは実績によるものでございます。

次の体育施設費は、総額で 114 万円の減額となります。内訳でございますが、学校開放事業費の 6,000 円の減額は役務費として、火災保険料等の不用額でございます。次の社会体育施設維持管理費 5 万円、総合運動場維持管理費は 108 万 4,000 円の減額につきましては、次ページの 70 ページにかけまして、燃料費及び光熱水費等によりいずれも実績による減額及び不用額でございます。

教育費は以上でございます。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 70 ページをごらんください。款 12 公債費でございます。公債費は長期債元金償還費で歳出の額の変更はなく財源組替を行うものです。

次の款 13 諸支出金は目 01 定住促進基金費 1 万 4,000 円の増で、歳入の中でご説明しました住宅使用料の増及び利子分の減を定住促進基金に繰り出すものです。

最後に款 14 予備費の 7,000 円の増は財源調整によるものです。

以上をもちまして、議案第 12 号、平成 28 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 6 号）の説明を終わります。

○議長（須崎 眞君） 以上で議案第 12 号の説明は終わりました。

次に議案第 13 号及び議案第 14 号についての説明を求めます。

観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） それでは、議案第 13 号 平成 28 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第 3 号）につきましてご説明をさせていただきます。

補正予算書の 5 ページをお開きください。歳入となります。

款 01 使用料及び手数料、目 01 森の家使用料 99 万円の減額は、台風、長雨など、荒天に伴う宿泊利用者減によるものです。

次に款 03 諸収入の目 01 雑入 5 万 5,000 円の増額は、販売収入実績により見込むもので、次の目 02 実費徴収金 42 万円の増額については、体験指導料等実費徴収金実績により見込むものです。

以上で歳入のご説明を終わります。

次に、6 ページをお開きください。歳出となります。

目 02 事業費は、総額 51 万 5,000 円の減額を見込むもので、節 11 需用費 14 万 6,000 円の増額は自炊施設のデッキ老朽化による修繕を見込み、節 13 委託料 59 万 4,000 円の減額は説明欄にございます森林保全交流会事業委託の確定により、次の節 14 使用料及び賃借料 6 万 7,000 円の減額は電話機リースの更新により、それぞれ減額を見込むものです。

なお、今回の補正では給与費の補正はございませんので、給与明細書の添付はございません。

以上で、議案第 13 号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 14 号 平成 28 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第 3 号）につきましてご説明させていただきます。

補正予算書の 5 ページをお開きください。歳入となります。

款 01 使用料及び手数料、目 01 野営場使用料 42 万 7,000 円の減額は天候不良に伴う宿泊者減によるものです。

次の款 03 諸収入の項 01 預金利子 3,000 円の減額は実績により、次の項 02 の雑入の実費

徴収金 37 万円の減額は天候不良に伴う利用者減による実績を見込むものです。

以上で歳入のご説明を終わります。

次に、6 ページをお願いいたします。歳出となります。

款 01 総務費の項 02 利用管理費は総額が 80 万円の減額を見込むもので、節 11 需用費において、消耗品費ではタイヤ 2 台分の購入のため 12 万 2,000 円の増額を。光熱費は実績見込みにより 92 万 2,000 円の減額をそれぞれ見込んだことによるものでございます。なお、本会計につきましても今回の補正では給与費の補正はございませんので、給与明細書の添付はございません。

以上で議案第 14 号の説明を終わらせていただきます。

○議長（須崎 眞君） 以上で議案第 13 号及び議案第 14 号の説明は終わりました。

次に議案第 15 号から議案第 17 号までについての説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） 初めに、議案第 15 号 平成 28 年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

5 ページをお開き願います。歳入でございます。

款 01 国民健康保険税、目 01 一般被保険者国民健康保険税は 846 万 7,000 円を増額し、1 億 1,207 万 9,000 円とするもので、被保険者数については横ばいではありますが、被保険者の所得状況等により、医療給付費現年課税分が 415 万円の増。後期高齢者支援金現年課税分が 124 万 9,000 円の増。介護納付金現年課税分は 44 万 2,000 円の減となりますが、徴収努力により、医療給付費滞納繰越分は 217 万 5,000 円の増。後期高齢者支援金分滞納繰越分は 64 万 9,000 円の増。介護納付金滞納繰越分は 68 万 6,000 円の増額をそれぞれ実績により見込むものです。

次の目 02 退職被保険者等国民健康保険税は、退職被保険者数の減により 65 万 9,000 円を減額し 466 万 9,000 円とするもので、医療給付費現年課税分 36 万 2,000 円の減、後期高齢者支援金分現年課税分 11 万 5,000 円の減、介護納付金現年課税分 18 万 2,000 円の減をそれぞれ実績により見込むものです。

次の款 02 国庫支出金、項 01 国庫負担金の療養給付費等負担金では、療養給付費の実績に基づく国負担分について、一般被保険者療養給付費等負担金、後期高齢者支援金及び介護納付金について、合わせて 2,491 万 3,000 円を減額し、1 億 1,308 万 7,000 円とするもので、次の特定健康診査等負担金については、受診者数の増加により、国負担分について 7 万 6,000 円を増額し、127 万 6,000 円とするものです。

6 ページをごらんください。

項 02 国庫補助金、目 02 国保制度関係業務準備事業費補助金では、平成 30 年度からの国保の都道府県化に向け、市町村が都道府県に納める納付金の算定に当たって、市町村から都道府県にデータを送るためのシステム改修費用について、今年度分の改修費用が確定したことから 248 万 9,000 円を減額するものです。

款 03 療養給付費交付金、目 01 療養給付費交付金では、退職被保険者の療養給付費について、社会保障、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものですが、退職被保険者の減少に基づく実績による社会保険診療報酬支払基金からの通知により、1,984 万 1,000 円を減額し、療養給付費交付金の総額を 1,735 万 4,000 円とするものです。

款 04 前期高齢者交付金ですが、前期高齢者交付金は、65 歳から 74 歳までの前期高齢者が国保に偏在し、他の健康保険との間で不均衡が生じることから、これを平準化するため、社会保険診療報酬支払基金から国保保険者に対して前期高齢者の加入割合に応じて交付されるものですが、社会保険診療報酬支払基金からの通知に基づき 683 万 9,000 円を減額するものです。

款 05 都支出金、目 02 特定健康診査等負担金では、国庫負担金と同様に、特定健診受診者数の増加により 7 万 6,000 円を追加し、款 06 共同事業交付金では、高額医療費共同事業交付金について、実績により 275 万 2,000 円を減額するものです。

款 08 繰入金では、療養給付費の伸びに対応するため、基金から 1,600 万円を繰り入れるものです。

8 ページをごらんください。歳出でございます。

款 01 総務費、項 01 総務管理費、目 01 一般管理費では、歳入でもご説明いたしましたが、平成 28 年度分の国保システム改修委託料の確定により 248 万 8,000 円を減額するもので、総務費の合計を 268 万 3,000 円とするものです。

次の款 02 保険給付費、項 01 の療養諸費、目 01 一般被保険者療養給付費は、療養給付費の実績に基づき 1,225 万 2,000 円を増額するものですが、第 4 四半期の給付費の伸びを見込んで増額するもので、次の目 02 退職被保険者等療養給付費では退職被保険者対象者数の減少に応じて、これまでの実績等を勘案し 2,241 万 8,000 円を減額するもので、社会保険診療報酬支払基金からの交付金の減額を受け、財源調整をしております。

次の目 04 退職被保険者等療養費では、退職被保険者に係る現金給付分について実績に基づき財源組替を行うもので、予算の増減はなく、療養諸費全体では 1,016 万 6,000 円を減額し、保険給付費、療養諸費の総額を 4 億 8,435 万 2,000 円とするものです。

項 02 高額療養費、目 02 退職被保険者等高額療養費及び 9 ページをお開きいただき、目 04 退職被保険者等高額介護合算療養費については、いずれも実績に基づき、高額療養費全体で 815 万円を減額するもので、高額療養費の総額を 7,910 万円とするものです。

項 05 葬祭費では、被保険者の死亡時に葬祭費として 1 件 5 万円を支給するものですが、実績に基づき 5 万円を増額し、葬祭費の総額を 75 万円とするものです。

款 03 後期高齢者支援金等及び次の 10 ページ、款 06 介護納付金では、財源組替をするもので、予算の増減はございません。

款 07 共同事業拠出金です。目 02 高額医療費共同事業医療費拠出金は、診療報酬明細書の金額が 1 件当たり 80 万円を超える高額医療費について、区市町村からの拠出金及び国、都からの負担金により運営するもので、国保連からの通知に基づき 11 万 1,000 円を追加するもの、目 04 保険財政安定化事業拠出金は、区市町村保険者間の保険財政の安定化のため、1 円以上 80 万円までの医療費について、区市町村からの拠出金を財源に 100 分の 59 に相当する額を国保連から区市町村保険者に交付するものですが、国保連からの通知に基づき 1,313 万 1,000 円を減額するもので、共同事業拠出金全体で 1,302 万円を減額し、共同事業拠出金の総額を 1 億 8,581 万 2,000 円とするものです。

款 08 保健事業費、項 01 特定健康診査事業費、目 01 特定健康診査等事業費では、受診者数の増加に伴い、100 万円を追加し、保健事業費の総額を 1,113 万 5,000 円とするものです。

11 ページお開き願います。

項 02 保健事業費、目 01 保健衛生普及費では、当初予算において健康相談事業で活用するための備品購入費を計上しておりましたが、既存の機器類を効率的に活用することで購入せず皆減とし、保健事業費の総額を 15 万円とするものです。

以上で、議案第 15 号についての説明を終了いたします。

次に、議案第 16 号 平成 28 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

5 ページお開き願います。歳入でございます。

款 01 保険料でございます。後期高齢者医療保険料は現年度分特別徴収保険料を実績見込みにより 97 万 5,000 円減額し、現年度分特別徴収保険料の総額を 6,375 万 6,000 円とするものです。

款 02 繰入金の一般会計繰入金では、療養給付費繰入金における 412 万 4,000 円の減額、保険基盤安定繰入金における 447 万円の減額については、いずれも実績に基づき広域連合

からの通知によるもので、事務費繰入金では、広域連合への事務費繰入金は 12 万 6,000 円の減額となるものの、町に設置しているシステム賃借料について、更新期間の延長に伴い 47 万 5,000 円を追加し、事務費繰入金で 34 万 9,000 円を追加、保険料軽減措置繰入金では実績を勘案した広域連合からの通知に基づき 79 万 3,000 円を減額し、健康診査費繰入金では、受診者数の増加を見込み 16 万 8,000 円を追加し、葬祭費繰入金では実績により 5 万円の減額を見込み、一般会計繰入金全体では 892 万円を減額し、一般会計繰入金の総額を 1 億 2,520 万 3,000 円とするものです。

款 04 諸収入、項 04 受託事業収入、目 01 健康診査受託事業収入では、健康診査の受診者の増加を見込み 30 万 5,000 円を追加し、健康診査受託事業収入の総額を 894 万 5,000 円とするものです。

6 ページをごらんください。歳出でございます。

款 01 総務費、項 01 総務管理費、目 01 一般管理費では、委託料で現行のシステムの更新期間が延長になったことで予定していた保守点検委託料が減額になったことから 22 万 1,000 円を減額し、使用料及び賃借料では、現行のシステム機器については期間の延長により追加し、新たに予定していたシステム使用料については減額することで、合わせて 69 万 2,000 円を追加し、一般管理費全体で 47 万 1,000 円を追加し、総務費の総額を 426 万 6,000 円とするものです。

款 02 広域連合納付金、項 01 広域連合納付金、目 01 広域連合分賦金では、歳入の一般会計繰入金と相関するもので、事務費負担金、療養給付費負担金、保険基盤安定繰入金、保険料軽減措置負担金及び葬祭費負担金は、歳入と同額を減額するもの。保険料等負担金は現年度分保険料の減額を調整の上、減額するもので、広域連合分賦金全体では 1,026 万 6,000 円を減額し、広域連合納付金の総額を 1 億 8,455 万 5,000 円とするものです。

款 03 保健事業費、目 01 健康診査費 47 万 3,000 円の増は、委託料で後期高齢者医療被保険者に対する健康診査の実施に係る委託料の増額です。

7 ページお開き願います。

款 05 諸支出金、項 02 繰出金、目 01 一般会計繰出金は、保険料滞納繰越分について一般会計から繰り出すもので、滞納分保険料の徴収に伴い 26 万 8,000 円を減額し、諸支出金の総額を 23 万 2,000 円とするものです。

以上で議案第 16 号の説明を終了いたします。

次に議案第 17 号 平成 28 年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。

5 ページをお開き願います。歳入でございます。

款 01 保険料、目 01 第 1 号被保険者保険料は、現年度分特別徴収保険料で 125 万 2,000 円の減、現年度分普通徴収保険料で 241 万 8,000 円の増をそれぞれ実績により見込み、差し引き 116 万 6,000 円を追加し、保険料の総額を 1 億 6,863 万 9,000 円とするものです。

款 03 国庫支出金、項 01 国庫負担金、目 01 介護給付費負担金 784 万 1,000 円の減は、介護給付費の実績見込みによる減額で、国庫負担金の総額を 1 億 1,416 万 5,000 円とするものです。

次の項 02 国庫補助金では、目 01 調整交付金においては、調整交付金算定の基準となる標準給付費が計画値を下回ったことにより 560 万 5,000 円の減、地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）分においても、標準給付費の減額により 76 万 3,000 円を減額し、国庫補助金の総額を 5,473 万 8,000 円とするものです。

次の款 04 支払基金交付金、項 01 支払基金交付金は、介護給付費の 28%を現役世代からの介護保険料で交付されるものですが、介護給付費の減少により 1,704 万 5,000 円を減額し、支払基金交付金の総額を 1 億 9,467 万 7,000 円とするものです。

款 05 都支出金、項 01 都負担金、介護給付費都負担金につきましても、同様の理由により 745 万 7,000 円を減額し、都負担金の総額を 1 億 1,017 万 3,000 円とするものです。

次の項 02 都補助金、地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）分につきましても、国庫補助金と同様の理由により 38 万 1,000 円を減額し、都補助金の総額を 475 万 4,000 円とするものです。

6 ページをごらんください。

款 07 繰入金、項 01 一般会計繰入金、目 01 介護給付費繰入金及び目 03 地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）分についても、国、都と同様に介護給付費の実績の減によるもの、目 04 低所得者保険料軽減繰入金 1 万 6,000 円の減は、軽減対象者の減によるもの、その他一般会計繰入金の増は、既存のシステムの更新予定が延長になったことから、賃借料については追加し、保守点検委託料等については減額となることから、差し引き 44 万 4,000 円を追加し、一般会計繰入金の総額を 1 億 2,236 万 5,000 円とするものです。

項 02 基金繰入金、目 01 介護給付費準備基金繰入金は、基金からの取り崩しにより保険料に係る介護給付費相当分の財源として 204 万 3,000 円を見込むもので、繰入金の総額を 204 万 4,000 円とするものです。

7 ページをお開き願います。歳出でございます。

款 01 総務費、項 01 総務管理費、目 01 一般管理費では、歳入でも申し上げましたが、シ

システム保守点検委託料で 93 万 1,000 円を減額、システム機器賃借料で 137 万 5,000 円を追加し、差し引き 44 万 4,000 円の追加により総務管理費の総額を 745 万 5,000 円とするものです。

款 02 保険給付費、項 01 介護サービス等諸費では、居宅・施設介護サービス等給付費について、居宅、施設介護サービス給付費とも実績により減額、地域密着型介護サービス給付費及び居宅介護サービス計画給付費については追加するもので、居宅・施設介護サービス等給付費全体で 3,100 万円を減額し、居宅・施設介護サービス等給付費の総額を 6 億 1,436 万 3,000 円とするものです。

8 ページをごらんください。

項 02 介護予防サービス等諸費、目 01 介護予防サービス等諸費では、いずれも実績により介護予防サービス給付費及び介護予防住宅改修費では合わせて 600 万円を追加し、地域密着型介護予防サービス給付費では 150 万円減額し、介護予防サービス等諸費の総額を 2,389 万 6,000 円とするものです。

項 03 その他諸費、目 01 審査支払手数料は、国保連に介護給付費の審査を委託する際に支払うものですが、単価は据え置きですが審査件数の増加により 10 万円を追加し、その他諸費の総額を 54 万 6,000 円とするものです。

項 04 高額介護サービス等費、目 01 高額介護サービス等費、高額介護・高額医療合算介護サービス等費のうち、高額介護サービス費は所得分による負担限度額を超える部分が申請により支給するもの、高額医療合算介護サービス費は医療保険及び介護保険の両方の自己負担を合算した場合、所得に応じた限度額を超える部分について申請により給付するものですが、いずれも実績に基づき減額するもので、合わせて 260 万円を減額し、高額介護サービス等費の総額を 2,162 万 4,000 円とするものです。

9 ページをお開き願います。

項 05 町特別給付費、目 01 町特別給付費では、保険料を財源としていたものを一般財源に組みかえるもので予算の増減はございません。

項 06 特定入所者介護サービス等費は、低所得者の要介護者が施設等に入所した場合に、基準額と負担限度額との差額を保険給付費で賄うものですが、施設介護サービス給付費の減に伴う実績により 200 万円を減額し、特定入所者介護サービス等費の総額を 4,591 万 1,000 円とするものです。

款 03 地域支援事業費、項 02 包括的支援事業・任意事業費では、認知症総合支援事業費で、採用を予定していた認知症地域支援推進員に対する人件費について、採用がなかった

ことから 195 万 6,000 円を減額し、地域支援事業費の総額を 2,618 万 6,000 円とするものです。

款 04 基金積立金、介護給付費準備基金積立金では、積立金の特定財源となる保険料について減額が見込まれることから 720 万円を減額し、基金積立金の総額を 1,192 万 4,000 円とするものです。

以上で議案第 15 号から議案第 17 号までの説明を終了いたします。

○議長(須崎 眞君) 以上で議案第 15 号から議案第 17 号までの説明は終わりました。

次に、議案第 18 号についての説明を求めます。

地域整備課長。

○地域整備課長(須崎 政博君) それでは議案第 18 号 平成 28 年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)につきましてご説明申し上げます。

5 ページをお願いいたします。歳入になります。

款 03 繰入金、項 01 一般会計繰入金、目 01 一般会計繰入金 867 万 6,000 円の減額につきましては、01 下水道事業繰入金で小河内処理区及び奥多摩処理区下水道事業繰入金の実績により 706 万 3,000 円を減額とするもので、次の浄化槽市町村整備推進事業繰入金につきましても実績の見込みにより減額とするものでございます。

次に、6 ページをお願いいたします。歳出になります。

款 01 総務費、項 01 総務管理費、目 01 一般管理費 150 万円の減額につきましては、19 負担金・補助及び交付金の減額は、今年度につきましては水洗化補助金の申請がないことから減額とするものでございます。

次に、目 02 維持管理費 282 万 8,000 円の減額につきましては、01 維持管理費(小河内処理区) 182 万 8,000 円の減額が 11 需用費の説明欄記載のそれぞれの実績の見込みにより減額するものでございます。

次に 02 維持管理費(奥多摩処理区) 100 万円の減額は 12 役務費で電話料金の実績の見込みにより 50 万円を減額とし、19 負担金・補助及び交付金では、額の確定により 50 万円を減額とするものでございます。

次に 6 ページから 7 ページにかけてお願いいたします。

款 02 事業費、項 01 下水道事業費、目 01 下水道事業費の 327 万 5,000 円につきましては 01 下水道事業費(小河内処理区) 50 万円の減額は、03 職員手当等の人件費等の調整により増額するもので、次の 7 ページの 15 工事請負費については、下水道管取出工事の額の確定により 70 万円を減額とするものでございます。

次に 02 下水道事業費（奥多摩処理区）277 万 5,000 円の減額は、03 職員手当等の人件費の調整により 14 万円を増額とし、13 委託料から 19 負担金・補助金及び交付金は額の確定により説明欄記載のそれぞれを減額とするもので、主に 15 工事請負費では奥多摩処理区の管渠建設事業については、公共枿の設置工事の現場を精査した結果、必要額を確保し、ほかにつきましては不用額とするものでございます。

次に款 02 事業費、項 02 浄化槽市町村整備推進事業費、目 01 浄化槽市町村整備事業費 107 万 3,000 円の減額は、01 浄化槽市町村整備推進事業費は、11 需用費は額の確定により 55 万 8,000 を減額とし、19 負担金・補助及び交付金は、説明欄記載のそれぞれの額の確定により 51 万 5,000 円を減額とするものでございます。

8 ページをお願いいたします。給与費明細書でございます。

補正予算後の比較欄で、職員手当 34 万円が増額となり、内訳につきましては、下表をごらんください。扶養手当で 16 万円の減額、超過勤務手当で 50 万円の増額とし、合計 34 万円の増額となるものでございます。

以上で議案第 18 号の説明を終わります。

○議長（須崎 眞君） 以上で議案第 18 号の説明は終わりました。

次に議案第 19 号について説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（河村 光春君） それでは、議案第 19 号 平成 28 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）の内容についてご説明いたします。

今回の補正につきましては表紙のページ第 2 条、収益的収支について、収入の補正はなく、支出の項中の増減がここに記載のとおり給与費、経費の補正を行ってございます。また、資本的収支の補正はございません。

それでは、1 枚おめくりいただき、1 ページをごらんください。収益的支出の実施計画でございます。

支出でございますが、項 1 医業費用の目 1 給与費は 75 万 3,000 円減額し、2 億 5,932 万 5,000 円とするものです。内訳につきましては、給料を 98 万 4,000 円減額、手当を 31 万 2,000 円増額、法定福利費を 8 万 1,000 円減額するもので、これらは支出見込みの増減によるものでございます。

次に目 3 経費は、75 万 3,000 円増額し 1 億 3,162 万 7,000 円とするものです。内訳につきましては委託料を 75 万 3,000 円増額するもので、これは支出見込みの増によるものでございます。

次の2ページは給与費の明細書でございます。手当の内訳ですが、下表にありますように手当のうち超勤手当が112万9,000円増、それ以外の手当については減となっております、合計で75万3,000円の減となるものでございます。

次の3ページから以下につきましては貸借対照表となりますが、説明は省略させていただきます。

以上で議案第19号の説明を終わらせていただきます。

○議長（須崎 眞君） 以上で議案第19号の説明は終わりました。

お諮りします。会議の途中であります、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって午後2時05分から再開いたします。

午後1時49分 休憩

午後2時05分 再開

○議長（須崎 眞君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより質疑を行います。

議案第12号については歳入、歳出それぞれを一括して質疑を行い、議案第13号から議案第19号までについては歳入、歳出含めて、一括して行います。

初めに議案第12号の歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、石田議員。

○6番（石田 芳英君） はい、6番石田でございます。

8ページの地方譲与税、地方揮発油譲与税のところでございますけれども、全体的な税収が減少している中、地方揮発油譲与税については増額補正ということでございますけれども、これガソリン税に含まれる地方分のことだと思っておりますけれども、この増額になったということが、個別的な理由じゃなくて全体的な理由だと思っております、その増加要因について教えていただければと思います。

○議長（須崎 眞君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 6番、石田議員のご質問にお答え申し上げます。

8ページ、地方譲与税、こちらの中で地方揮発油譲与税、それから自動車重量譲与税ということでございます。そのうちで、地方揮発油譲与税のほうは170万2,000円増額ということで理由ということでございますけれども、こちらにつきましては、基本的に国税と

ということで、交付されてまいるものでございます。こちらにつきましては、いわゆる揮発油、ガソリン等ということでこちらに税がかかっているわけでございますけれども、これに関しましては、国を通じて東京都からの通知によってということで、一定の算式に基づいてということでありますので、国全体の中から東京都の部分ということで算式がありますので、ちょっと通知の中からは具体的にどの部分が、例えば需要が伸びたとか、消費が伸びたとかいう部分はちょっとうかがい知れないものですので、ここについては通知に基づいて、ここは計上をさせていただいているということでご理解をお願いしたいと思うんですけれども、よろしく願いいたします。

○議長（須崎 眞君） ほかに。

9番、原島議員。

○9番（原島 幸次君） 9番、原島でございます。

1件お聞きしたいんですが、16ページの款16の寄付金で、項01の一般寄付金でふるさと納税30万5,000円と、地方によっては相当に入っているところもありますし、物をくれたりして賛否両論はいろいろありますが、奥多摩町年間28年度はどのくらいなのかな。あるいはまた、今後少し増やす考えがあるか、あるいはいろいろそういう何かで企画をされているのかどうかあればお聞きしたいんですが、よろしく願いします。

○議長（須崎 眞君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 9番、原島議員の質問にお答え申し上げます。

一般寄付金の中ふるさと納税寄付金についてということでございます。今補正におきまして、ふるさと納税寄付金につきましては30万5,000円を増額の補正させていただいております。当初予算のほうでは2万円の見込みということでございましたので、この補正後のふるさと納税の寄付金は32万5,000円という見込みを今立てているという状況でございます。ただしこれにつきましては、2月上旬の要求締め切りの時点ということでございますので、現状ではこれよりも少し伸びているというところではございますけれども、33万円前後が年度末の見込みではなかろうかということで、今のところは見込んでいるところでございます。

こちらのふるさと納税の寄附につきましては、平成22年度から奥多摩町のほうでもスタートさせていただいているわけなんですけれども、当初は周知等もまだ図られていないという中で、年間1件程度ということで二、三年は続いていたという状況でございます。平成25年度につきましては22件で15万5,000円、平成26年度には44件で39万7,000円、平成27年度が39件で43万円というような状況で、この3年間ににつきましては伸びている

という状況でございます。ただし、今回 28 年度につきましては、若干 40 万円を下回ってくるというような状況で、件数につきましても 25 件が今いただいている件数というようなところでございます。

原島議員からもお話にございましたけれども、ふるさと納税の寄附に関しましては、地方のほうを潤っていただくというようなことで総務省のほうで提唱しまして進めているところでございますけれども、一方で、返礼品欲しさにかなりそちらに偏ってしまっているというような問題もありまして、東京都内の区部であるとか市部であるところでもかなり億単位の、そちらについては税収が減ってしまっているというような状況でございます。

町につきましては現状のところ、30 万円から 40 万円という中の寄付金なのでございますけれども、今後につきましては、4 月以降という形になりますけれども、若干、返礼品のほうも、現在もえぎの湯の温泉招待券と、それから山里歩き絵図というものをお渡ししているんですが、これについては金額の区分なく一定の返礼品ということでございましたので、この部分、若干今検討中でございますけれども、寄付金の額に応じて幾つか選べるというような形で今観光協会等も含めて検討させていただいているところです。町の特産品の関係、あるいは第三セクターの商品を使うとかということをしながらい今後拡充を図ってまいりたいと思っております。

また明らかになりましたらホームページ等も含めましてお知らせをしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（須崎 眞君） ほかに質疑はありませんか。

5 番、小峰議員。

○5 番（小峰 陽一君） 小峰です。今の関連で、そのほかの一般寄付金とかセラピー、あと森林保全の寄附があるわけですけど、そこら辺のちょっと内訳もわかりましたらちょっと教えてください。

○議長（須崎 眞君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 5 番、小峰議員の質問にお答え申し上げます。

一般寄付金の内訳ということでございます。説明欄のほうでございますけれども、節で一般寄付金、01 寄付金というところがございまして、その下に一般寄付金見込み額増というところで、これが 262 万円というものでございますけれども、こちらにつきましては、現在 9 件という状況です。これはふるさと納税ではなくて、かねてからある町へ寄附をしていただくというものでございまして、大口ですと、例年奥多摩工業さんが毎年 100 万円ほど寄附をしていただいていたとか、それから青梅信用金庫さんのほうでこちらも文化

の関係ということで寄附をいただいているというところが恒例になっております。また、この部分につきましては、一般財源のためということで、いろいろな記念の褒賞をいただいた方からとか、そういう方の寄附などもここに含まれているというような状況でございます。

それからその下のふるさと納税寄付金というところでございます。30万5,000円は補正額ということでその下の一般分見込額というところで、こちらは今11件ほどでございます。これにつきましては、ふるさと納税の寄付金なんですけれども、町民以外の方ということで町外の方が寄附していただくのが原則なんですけれども、その場合に、特にこういうために使ってほしいということがない方、これが一般分という取り扱いをさせていただいております。それが11件です、今のところ。

それから次の森林保全・活用寄付金見込額、こちらが8件というような状況です。これにつきましては、予算書の中でも歳出のほうで森林保全活用の事業費というところがあるんですけれども、そちらのほうで森林の関係で活用してほしいというものがあつたときはこの項目に寄付をしていただくということで、これが8件でございます。

それから森林セラピー寄付金見込額ということで、これが現在のところ6件という形になっております。こちらも森林セラピー事業の関連の事業の予算に現在は使わせていただいているというところでございます。

過去の状況も見ますと、3種類、町のほうでは今申し上げた寄付金の種類を挙げさせていただいているんですけども、この中でもやっぱり一般分という部分のほうが、ここ数年見ても多いということで、森林セラピーや森林活用のほうもあるんですけれども、全体の中身で見ると一般分のほうが多いというような状況になっております。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） ほかに。

2番、大澤議員。

○2番（大澤由香里君） 2番大澤です。

9ページの保育料負担金で、保護者負担金とありますが、これはどういった負担金なのでしょうか。

○議長（須崎 眞君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） これは保育園に預けている保育料を保護者の所得によって負担をいただくというものです。一旦保育料を払っていただいた上で、子ども・子育て支援推進事業によってお返しをするという、実質無料なんですけれども、1回払って

ただくというのがみそでございます。最初から無料にはしておりませんので、そういうことでございます。

○議長（須崎 眞君） ほかに。

7 番、宮野議員。

○7 番（宮野 亨君） 7 番、宮野でございます。

16 ページの一番上、この丹三郎作業施設 26 万 4,000 円について、これは年費ですから月 3 万円という理解でよろしいのか。それとまた、どのくらいの広さがあるのか、建物の広さについてわかるところで教えていただければと思います。

○議長（須崎 眞君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 7 番、宮野議員の質問にお答え申し上げます。

丹三郎作業施設の関係でございます。年間でこの数字でいいのかということで月 3 万円程度かという話で、2 万 1,980 円ということでございます。

それから、そちらの施設の面積ということでございますけども、大変申しわけございません、ちょっと今、資料を持ち合わせてございませんので、また改めてということで、よろしく願いいたします。

○議長（須崎 眞君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 12 号の歳入の質疑を終結します。

次に、議案第 12 号の歳出の質疑を行います。質疑はありますか。

10 番、村木議員。

○10 番（村木 征一君） 10 番、村木でございます。

1 点教えていただきたいと思います。56 ページでございます。住宅建設事業費のうちの公有財産購入費。町内 3 カ所の用地買収ということで載っておりますけれども、どの程度の面積があるのか、教えていただきたいと思います。

○議長（須崎 眞君） 若者定住化対策室長。

○若者定住化対策室長（新島 和貴君） 10 番、村木議員のご質問にお答えいたします。

まずこちらの公有財産購入費の規模でございますが、常磐（小留浦）でございますけれども、こちらにつきましては、土地の面積が 608.26 平米でございます。続きまして小丹波（宮ノ下）の面積でございますけれども、こちらにつきましては、1,042.64 平米でございます。続きまして小丹波（竹之平）の面積でございますが、こちらにつきましては、761.85

平米でございます。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） ほかに。

5番、小峰議員。

○5番（小峰 陽一君） 小峰です。

一般的に水道光熱費が非常に、ほとんどのところがマイナスになっています。これは燃料費が安くなったということもあるんでしょうけども、たしか電力会社を変えていますよね。そんな関係で、その効果も上がっているのかどうか、そこら辺をちょっと知りたいです。

○議長（須崎 眞君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 5番、小峰議員のご質問にお答え申し上げます。

光熱水費のほうがかかなり減額ということで計上されているということ、それから、いわゆる電力の自由化によって電力会社変更によってその効果がもたらされているかというご質問でございます。光熱水費の部分につきましては、これは水道の部分も入っております、企画財政課の部分でいいますと財産管理の部分で先ほどちょっと申し上げましたけども、旧古里中部分というのは、これは光熱水費の水道料の部分が下がっているという状況になっています。これにつきましては、説明も先ほど申し上げた中で、日本語学校の関係との分離の関係ということもあろうかと思えます。

また、電気の関係でございますけれども、数年前から町のほうでは大口の部分等につきましてはF-Powerというところの電力会社に切りかえをしております。また、その他の部分も東京電力で引き続きやっているところもあるんですけれども、こちらは何年か前に、やはり自由化に伴って東京電力自体もちょっとメニューの引き下げのほうの提示があったりということで、若干子ども家庭支援センターとかですね、幾つかの中小の公共施設的なところは若干下がっているというようなことで、ちょっと今、具体的な数字をちょっと持ち合わせなくて大変申しわけないんですけれども、電気料に関しては以前よりも安価にはなっているというようなことは実感しているところでございます。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） 5番、小峰議員。

○5番（小峰 陽一君） せっかく費用削減をしようということで始めたことだと思うんですよね。やはりその効果をきちんと把握していただいて、そういう努力をこれからも続けていていただいて、費用の支出を少しでも下げるといって、節約するということを目指して

考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（須崎 眞君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） はい。ただいまご指摘がございました、費用節減ということで、定期的にこの部分については数字等も把握してまいりたいと思います。

大変ありがとうございます。

○議長（須崎 眞君） ほかに。

3番、澤本議員。

○3番（澤本 幹男君） 57ページの消防設備の関係で、小丹波地区の防火水槽解体工事に入っているんですけど、防火水槽の古くなったのはまだいっぱいあるんですかね。ちょっとお聞きしたいと思ひまして、すみません。

○議長（須崎 眞君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 澤本議員のご質問にお答えいたします。

今回の解体の部分については、以前地域水道として使っていた施設を、やはり有事の際に水が必要だということで、当初その地主さんはそこで解体に取り組むことも考えていたようすけれども、やはりそういう部分で、もし引き続いて防火水槽として利用させていただけのならそのまま利用させてほしいということで、この部分についてはそれを引き継いだということで、かなり老朽化、ところどころから水が漏れていたというようなことで、非常に危険だということで解体をしました。

またそのほかにも、今地下式の部分は新しく整備していますからいいんですけども、以前、本当の昔からある防火水槽もまだ使えるものは使っております、そういう部分、使えるうちは使おうということで今考えてはいるんですけども、中にはやはりかなり古くなっている部分はあるということです。そこら辺は消防団のほうで定期的に点検をしておりますので、そのときに危険であるとかそういう部分からあったときには、会議等でお知らせいただいて、その後の対応を考えるというようなことを考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（須崎 眞君） ほかに。

7番、宮野議員。

○7番（宮野 亨君） 7番、宮野でございます。

65ページの一番下の文化会館の視聴覚室プロジェクター購入、これはいつごろつけかえていただけるんですかね。それに、20年ぐらいかかりましたかね、前のプロジェクターを

つけて15年でしたっけ。まあ、耐用年数もあるのだろうけど、かなりいい品物がつくんじやないかと思って期待しているんですけども、いつごろつけかえる予定か、それだけ教えてください。

○議長（須崎 眞君） 教育課課長補佐。

○教育課課長補佐（原島 保君） それでは宮野議員の質問にお答えします。

このプロジェクターですが、平成12年度に文化会館の視聴覚室の整備と同時に設置された天井型のプロジェクターでございますが、いずれにしましても、この予算が通りましたら年度内に設置をしたいと考えております。

以上です。

○議長（須崎 眞君） ほかに。

2番、大澤議員。

○2番（大澤由香里君） 2番、大澤です。

59ページの私立幼稚園に通っている児童さんがどれくらいいらっしゃるかと、あと60ページの準要保護児童というのも何人くらいいらっしゃるのか教えてください。

○議長（須崎 眞君） 教育課課長補佐。

○教育課課長補佐（原島 保君） それでは、大澤議員の質問にお答えいたします。

現在、私立幼稚園に通っているこちらのお子さんにつきましては、今現在2名ということになっております。

それと準要保護等児童就学援助費の関係ですけれども、こちらにつきましては、細かい数字は今現在持ち合わせておりませんが、5名から6名ということになっております。

以上です。

○議長（須崎 眞君） ほかに。

8番、高橋議員。

○8番（高橋 邦男君） はい、高橋です。

56ページです。若者住宅の建設費のところなんですけど、小丹波のほうの若者住宅の建設費が、不用額が非常に大きいかんと思ったんですよ。1,126万8,000円。安く上がればそれにこしたことはないんですけど、ちょっと理由があったら教えてほしいなと思います。同じように、棚沢のほうも、造成のほうですけどね、附帯工事のほうも100万円の減ということですかね。この辺についてわかる範囲で説明をお願いしたいと思います。

○議長（須崎 眞君） 地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） 8番、高橋議員の質問にお答えします。

住宅費の建設の費用につきましては、とりあえず当初予定しました設計の中で、再度現場精査または見直しを行いまして、必要なものについては増額したり、必要でないものについては減額するというので、現場の精査によって減額となったものでございます。

○議長（須崎 眞君） ほかに。

6番、石田議員。

○6番（石田 芳英君） 6番、石田でございます。

24ページの社会保障・税番号制度の中の顔認証システム保守委託減ということで、今回28年度は導入しないで、臨時職員さんの対応で導入しなかったというご説明でしたけど、この顔認証システムの今後、29年度以降導入されるのかどうかということと、導入したときはどのような活用をされる予定だったのかお聞きしたいと思います。

○議長（須崎 眞君） 住民課長。

○住民課長（天野 成浩君） 顔認証システムでございますけれども、こちらにつきましては平成27年10月1日付の総務省からの事務連絡におきまして、個人番号カードに添付される顔写真と申請者との同一性の判断ということで、カード交付時に市区町村においても目視または認証システムによる判断をあわせて行うことという通知が来てまいりました。そのことによって、システムと備品購入費としてパソコンですとかカメラの経費を見込んだものでございます。

しかしながら、職員による顔認証が確認できるということですので、今後も導入しないという方向で、こちらは西多摩の町村を含めて確認を行っているものでございます。ですから29年度もしませんということでございます。

以上です。

○議長（須崎 眞君） ほかに。

1番、木村議員。

○1番（木村 圭君） 1番、木村です。

56ページの大丹波地内若者住宅建設事業費というところで、先ほどの説明で地質調査費を計上したというお話だったんですけど、ほかの住宅とかそういうところではこういう地質調査の発生はあるのかどうか。あるいはここの大丹波では何か特殊な事情があるのか、その辺を教えてください。

○議長（須崎 眞君） 地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） 1番、木村議員の質問にお答えします。

現場によって、地質の状況によって必要に応じて地質調査を行っているわけですが、大丹波地域につきましては粘土層でありまして、専門用語で言うとN地とって、安定する場所までのボーリング調査が必要となったことによって基礎地盤が安定するところまでの耐震性の問題とかいろいろございますので、そういった意味も含めまして、地質調査が必要ということで、大丹波の建設予定地につきましては地質調査を行ったところでございます。

○議長（須崎 眞君） ほかに。

1 番、木村議員。

○1 番（木村 圭君） はい、木村です。

N地はどれくらいの目標でやっているんでしょうか。

○議長（須崎 眞君） 地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） 今現在大丹波の地質調査をした結果、大体7メートルから8メートルぐらいで、砂利層、礫質土が出ております。

○議長（須崎 眞君） ほかに。

11 番、師岡議員。

○11 番（師岡 伸公君） はい、11 番、師岡です。

51 ページをお願いいたします。中段、花の里づくり事業費、今回1 団体が申請しなかったことによる減額というお話でございました。今登計原でもロウバイ、それから七、八年前だったと思いますが、やはりあの南氷川の北斜面に有志の方がロウバイを植えたように記憶していますが、定住化対策等のように町がいろんなことに対してゾーニングの計画を持っていらっしゃると思うんですけれども、こういう事業も昔から続いていて、町の中にある程度ね、そのイメージとして置いておくためにはそういうゾーニングの中に入っていたらいいかなものかななんて考えますが、今そのような計画ですとか、今後の方向性があれば教えていただきたいと思います。

○議長（須崎 眞君） 観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 11 番、師岡議員の花の里づくりの全体のゾーニングを今後どうしていくのかというご質問だというふうにご理解をさせていただきたいと思えます。議員が申されるように、今、幾つか種子を絞っている途中ではいるんですが、全体のゾーニングという考えに基づいて、ここの地域にどんなものをとるか、周辺にどういうふうな植え方をしたほうがいいのか、こういった計画は今のところはないということになっております。

今後、これをかなり長期間続けてきているところではあるんですが、実際にはやっているとどこでなかなか目立ってこない部分というのもございますので、この辺は今後どういう、対象地を絞るとか、そういうことも含めて、また管理についてもかなり大変だというようなお話も聞いておりますので、全体の制度設計をやはり見直す時期が近づいてきているのかなというふうにも感じておりますので、この辺は町長を含めてちょっと検討させていただいて、それによってまた制度の方向性というのを考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎 眞君） ほかに。

8番、高橋議員。

○8番（高橋 邦男君） 8番、高橋です。

22ページなんですけど、バス路線の維持対策費補助金増ということで、結局28年度は6,740万9,000円ということで、これは説明で奥多摩中学校が設立された関係で生徒の通学ということで増便したと。生徒以外、一般の住民の方も、朝夕の本数がちょっと増えて、使い勝手がよくなったのかなというふうに思っております。その点はありがたいなと思っておりますが、西東京バスとの契約でね、やはり赤字補填をするということで、町のほうの手厚い支援というんですかね。逆に西東京のほうは、ちょっと甘えている部分が、町のほうに、その辺がちょっとわからないんですけど、その契約あるいは協議等を通して、西東京バスのほうにも何か要求等をしているのかどうか。もっとサービス向上せよとか、ちょっとわかりませんが、いろいろ、もしその協議の中で、一方的に補填するから路線を確保してほしいという要求だけじゃなくて、その西東京バスへもその営業努力なり、サービスの向上なりの要望を出しているのかどうか、その辺教えてください。

○議長（須崎 眞君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 8番、高橋議員からの質問にお答え申し上げます。

バス路線維持対策費補助金の増に関してということでございます。今回の補正におきまして、多額の補正をさせていただくということでございますけれども、町のほうでは、定期的に西東京バスと生活路線の勉強会というようなことで、昨年12月にも行っているところです。これまで過去から含めてということで第21回ということで、打ち合わせ、勉強会等を行っているところでございます。

今回、増額の大きい理由としましては、ただいま高橋議員が申されたとおりのことで、前年につきましては半年分の経費がその補助対象期間の関係で1年分になったというのが大きいものでございますけれども、また一方で、その申請の内容等を確認してみます

と、乗合バス事業者キロあたり経常費用というのがありまして、今1キロ走らせるのにどのぐらいかかるのかというようなものなんですけども、これも年によってちょっと増減がございます。平成28年の場合は463円47銭というものでございました。これが1年前ですと444円10銭ということで、およそ20円近くキロで上がってしまっている。また、その前の年の平成26年度ですと456円98銭ということで、またこの年は下がっているということで、いわゆる収支の関係がかなり響いてきたりとか、それから、燃料を使って走らせているわけですけれども、1円上がると500万円全体では変わってくるというような話もちょっと聞いております。10円上がるともう5,000万円の影響が出てくるというような話は聞いております。

ただ一方で、昨年の秋など、奥多摩駅をJR利用者が降りてきてバスに乗られるという状況の中では、休日等ではちょっと乗り切れないという部分も見受けられているところです。その辺につきましては、西東京バス側もその増車の体制を組んでいるんですけれども、それでも追いつかなかったというようなこともちょっと反省点としてあるというような話もしていましたので、あらかじめもうそういうことが予想できるのであれば、これにつきましては五日市方面等からバス、人の運転士の応援を頼むわけなんですけども、あらかじめ場合によっては奥多摩のほうに待機していただくとか、その辺については対応していただいて、収益が上がるようなときは必ずその取りこぼしのないようなということで、収益に対してもうちょっとしっかりやっていただきたいということは要求をさせていただいているところでございます。

今後につきましても、お互い、内容につきましてよく確認しまして、言うべきところは審議をさせていただいてということで進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

○町長（河村 文夫君） このバスの問題は非常に悩ましいところございまして、通勤・通学のためにはバス路線を減らせない。そうかといって、皆さん、見ていただくとわかるように、日中は全く乗ってない。空気を運んでいる。ただし、路線バスですから、一定の時間帯に一定の本数を走らせないとバス路線というのは成り立たないというようなことから、もう十数年来にわたって、今企画財政課長が話しましたように、町とそれから西東京と色々な提案をしながら、その協議をしまいでございます。その協議内容は今お話ししたようございましてけれども、もう1つ、一方では、町の中の人をバスの運転士あるいはバスに関係する事業については雇用をしてくれという要望もしております。観光が終

わった人がバス路線の運転手で町内に住んでいる人が運転をやったり、それからバスが終わって誘導員なんかを見ていただくとわかるんですけど、顔なじみの人が誘導員をやっている。こういうのは町のほうからむしろ要望して、そういう配慮をさせていただいているということでございます。

しかしながら、一時、バスを全部やめてしまおうかと。町営で一定の通勤・通学、そういう部分だけ走らせようかという試算をしたこともあります。そういう試算をしたけれども、実際にこれだけのバス路線をやるのと、もう一方では、観光の問題がございまして、観光がどうしても土日にバス路線がないと乗らない。ここ6年間にわたっては奥多摩の駅の乗降客も増えておりますし、バスは必要であるというようなこともあります。

一時、日原鍾乳洞の路線というのはですね、ドル箱だったんですよ。あの路線だけ黒字だったんですね。しかしながら、今はそういう状態ではないということでございまして、いろんな観点から緊密に連携をしながら、お互いに西東京バスの要望だけを聞くのではなくて、さっき言った雇用の問題も含めて、町が考えられるようなことも改善をしてくれと。それから、もうかったときはもうかった部分でちゃんとやれというようなことを含めて実は協議をしております。

そういう中で、これも、東京都の市町村総合交付金の対象なのでございますけれども、むしろ住民の足の確保をする、あるいは、東京都民の皆さんが来て観光をやっていただくという意味では、路線バスの補助というのは対象にしてほしいということで今、東京都の支援を受けております。しかし、東京都の支援を受けるといっても、これは構わず上がっていけばいいということではありませんから、お互いに協調・連携をしながら、これが一体どのくらいのところまででいいのかというのが非常に今、悩ましい状況でございまして、全く相手の一方的な要望を聞いて、そのままお金を出しているということではございませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（須崎 眞君） ほかに。

2番、大澤議員。

○2番（大澤由香里君） 2番、大澤です。

今のバスに関連して22ページに三鷹・立川間立体複々線促進協議会分担金というのがありますが、奥多摩から非常に遠いところのような感じで、これはどういったものなのか、ご説明いただければと思います。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

○町長（河村 文夫君） 三鷹・立川間複々線化は、これは沿線の市町村が数年、もう20

年来にわたって三鷹・立川間を複々線化にしよう。それによって、輸送力の増加が図れますから青梅線、五日市線、八高線、そういうものにも影響が及んでくるという意味で一体となってやっているこの促進協議会で、現実には一定の段階まで今進んでおります。三鷹から今度立川までの間がまだまだこれから恐らく10年以上かかると思いますが、これをやっていくことによって青梅線に対する影響、五日市線に対する影響、八高線に対する輸送力の増強が図られるというふうなことから同じ会員としてそういう運動を長く続けているという団体でございます。

○議長（須崎 眞君） ほかに質疑はありませんか。

9番、原島議員。

○9番（原島 幸次君） はい、9番、原島です。

1点教えていただきたいんですが、35ページ、款03民生費の目02で、児童措置費の管外保育園1,077万3,000円の補正が出ているんですが、当初予算も組んであると思うんですが、それから見ても1,000万足りなかったのか、相当人が増えているのかなど。上の古里保育園も500何万金額が増えているんですが、これは地元ですから非常にありがたいことなんですが、管外ですといろいろ進める関係があって、青梅ですとか、あるいは福生のほうの保育園に入れているんじゃないかなど。できれば奥多摩の保育園、氷川も結構あいているし、古里もあいているからできるだけ入っていただければ、食材も食べるし、ありがたいと思うんですが、何人ぐらい管外へ行ってられるのかなと思いますので、もしわかれば、お願いします。

○議長（須崎 眞君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） 9番、原島議員のご質問にお答え申し上げます。

これは歳入でも関連するところなのでございますが、当初古里保育園51人を見込んでおりましたのが61人、10人増えております。それから管外保育2人のところが6名と4名増えております。この額の差なのでございますが、管外保育園については加算の部分も含めての増額ということで、町内の保育園については実質人員増による措置費が上がったということで、管外保育園についてはそのほかにプラス加算の部分も含めての増加ということでご理解いただきたいと思っております。

この管外保育というのは、主に町内に住んでいる方が仕事の関係で仕事場の近くの保育園に預けている。ですから、主に青梅市の友田保育園ですとか三田保育園ですとか二俣尾保育園、そういったところに預けている方が6名いらっしゃるということです。仕事の関係で、帰りのお迎えが、なかなか古里、氷川まで来る間に退所時間が間に合わないという

方について管外保育をしているという状況でございます。

○議長（須崎 眞君） ほかに。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。

以上で議案第 12 号の歳出の質疑を終結します。

次に、議案第 12 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 異議なしと認めます。

よって、これより採決します。

日程第 2、議案第 12 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。

よって、議案第 12 号について原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議の途中であります。ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。

よって、午後 3 時 10 分から再開といたします。

午後 2 時 52 分 休憩

午後 3 時 10 分 再開

○議長（須崎 眞君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 12 号の 7 番、宮野議員の質疑に対する答弁から行います。

企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 先ほど 7 番、宮野議員より質問がございました丹三郎作業施設歳入の 16 ページでございますが、こちらの貸し付けの面積について、答弁漏れがございましたので、改めて答弁させていただきたいと思っております。

こちらの貸付面積でございますが、611.34 平方メートルでございます。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） 教育課課長補佐。

○教育課課長補佐（原島 保君） 先ほど 2 番、大澤議員の質問に答弁漏れがございま

したのでお答えいたします。

先ほど5、6名ということでお答えさせていただいた、ページでいうと61ページの準要保護等児童就学援助費事業費扶助費の対象児童でございますが、正しくは9人ということでよろしく願いいたします。

○議長（須崎 眞君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 先ほど2番、大澤議員より、三鷹・立川間立体複々線促進協議会につきまして答弁漏れがございましたので、改めて答弁をさせていただきます。

こちらにつきましては、現在立川市が会長ということで、市町村長、議長、議員、市町村担当者ということで1団体4名ということで、現在24市町村、20市3町1村ということで構成員がなされております。こちらの目的でございますが、中央線の立体化複々線を促進するとともにということで、先ほど町長が答弁をしたとおりでございます。本事業によってもたらされる地域社会の開発、住民福祉の向上等地域振興を図り、あわせて青梅線及び五日市線の輸送力増強や、都心への直通を促進することを目的とするというふうにされております。また、複々線化によりまして中央線などではよく人身事故等もございますけれども、その辺のトラブルの解消に向けてという意味合いもあるということでございます。

また、この協議会につきましては、JRはもとより、国土交通大臣のほう、国のほうにも要望等をして活動しているという状況でございます。

以上でございます。

それからすみません、町の構成員でございますが、河村町長、それから須崎議長、そして総務文教常任委員会の委員長の高橋議員、それから企画財政課長ということで構成メンバーになっております。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） 次に、議案第13号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第13号の質疑を終結します。

次に、議案第13号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。

よって、これより採決します。

日程第 3、議案第 13 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(須崎 眞君) 起立多数であります。

よって、議案第 13 号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 14 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 14 号の質疑を終結します。

次に、議案第 14 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) ご異議なしと認めます。

よって、これより採決します。

日程第 4、議案第 14 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(須崎 眞君) 起立多数であります。

よって、議案第 14 号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 15 号の質疑を行います。質疑はありますか。

2 番、大澤議員。

○2 番(大澤由香里君) 2 番、大澤です。

国保税の滞納者が何人ぐらいいるかと。それからあと、その滞納の理由についてと、額等を教えていただければと思います。

○議長(須崎 眞君) 住民課長。

○住民課長(天野 成浩君) 2 番、大澤議員の質問にお答えいたします。

国保税の滞納の関係ですけれども、未収金につきましては平成 27 年度決算におきまして 579 万 3,450 円ですけれども、そのうち滞納繰越分といたしまして、384 万 6,850 円でございます。その中では所得の関係で、主に所得の関係の方の滞納者が多いということになっております。

以上でございます。

恐れ入ります。人数ですけれども、平成 27 年度決算におきましては、283 件 15 名でございます。

○議長（須崎 眞君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 15 号の質疑を終結します。

次に、議案第 15 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。

よって、これより採決します。

日程第 5 号、議案第 15 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。

よって、議案第 15 号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 16 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 16 号の質疑を終結します。

次に、議案第 16 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。

よって、これより採決します。

日程第 6、議案第 16 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。

よって、議案第 16 号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 17 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 17 号の質疑を終結します。

次に、議案第 17 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) ご異議なしと認めます。

よって、これより採決します。

日程第7、議案第17号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(須崎 眞君) 起立多数であります。

よって、議案第17号について、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第18号の質疑を終結します。

次に、議案第18号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) ご異議なしと認めます。

よって、これより採決します。

日程第8、議案第18号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(須崎 眞君) 起立多数であります。

よって、議案第18号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) 質疑なしと認めます。

2番、大澤議員。

○2番(大澤由香里君) すみません、2番、大澤です。

この給与改定を見ると、給与費明細書を見ると、給料が下がっている職員が多いのかなと思うのですけれども、その辺の実態を教えていただければ。

○議長(須崎 眞君) 病院事務長。

○病院事務長(河村 光春君) 2番、大澤議員の質問にお答えします。

確認でございますけど、給与明細書のどこの部分を。それでは、総務課長のほうからお

答えさせていただきます。

○総務課長（井上 永一君） 給与費明細書の 98 万 4,000 円減の部分でよろしいですか。

給与の比較でいきますと、給料の補正後と補正前の比較がマイナスの 98 万 4,000 円ということですが、この給与の組み方ですが、当初 4 月 1 日現在の職員の状況によって一度給与を組みます。ただ、3 月当初予算を組んだ後に退職ですとか、職員の人事異動ですとか、そういう部分によって給与費が変わってくるということで、これが最終の調整ということでございます。

なお、今回の給与、そのほかに薬剤師が今、母親でしたかね、の介護休暇を取っているというようなことで、介護休暇を取りますと給与費は、給料は出ませんので、その部分のマイナスも見込んだものでございます。

○議長（須崎 眞君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 19 号の質疑を終結します。

次に、議案第 19 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。

よって、これより採決します。

議案第 19 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。

よって、議案第 19 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 10 議案第 20 号 平成 29 年度奥多摩町一般会計予算、日程第 11 議案第 21 号 平成 29 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計予算、日程第 12 議案第 22 号 平成 29 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計予算、日程第 13 議案第 23 号 平成 29 年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算、日程第 14 議案第 24 号 平成 29 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算、日程第 15 議案第 25 号 平成 29 年度奥多摩町介護保険特別会計予算、日程第 16 議案第 26 号 平成 29 年度奥多摩町下水道事業特別会計予算、日程第 17 議案第 27 号 平成 29 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計予算、以上 8 件を一括して議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（加藤 一美君） それでは議案第 20 号から議案第 27 号までの平成 29 年度奥多摩町一般会計を初めとします各特別会計、企業会計、全 8 会計の予算につきまして一括して提案のご説明を申し上げます。

平成 29 年度の予算編成に当たりまして、予算編成方針として、1 として、社会経済情勢を見きわめ、限りある財源を計画的、重点的に配分して住民福祉の増進と少子化、若者定住化対策をさらに推進し、個性的で活力のある地域社会を将来にわたって持続させるため、長期総合計画、おくたま魅力発信計画の実現を目指す。

2 として、成果を重視した行政改革の推進、時代に対応した柔軟な行政組織と職員の育成並びに費用対効果を含めた事業全般の事後検証の強化と制度や事務事業の必要性や有益性を吟味し、必要な見直し、再構築を図るなど、身の丈に合った健全で堅実な行財政運営を推進することを基本に予算編成を行ったところでございます。

平成 29 年度の予算編成の基本的な考え方、町政運営の基本的事項につきましては、河村町長から施政方針の中で申し上げておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

また、当初予算のご審議に当たり、お手元に平成 29 年度当初予算案の概要を配付させていただきましたので、ご参照いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、各会計の予算の内容につきましては、担当課長から説明させていただきますので、簡潔に説明させていただきます。

初めに議案第 20 号 平成 29 年度奥多摩町一般会計予算についてご説明申し上げます。

表紙の 1 ページをごらんください。

歳入歳出予算でございますが、第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 62 億円と定めるもので、前年度当初予算と比較いたしまして 2,000 万円の減、率にして 0.3% の減となります。

2 としまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」によるものということで、前年度予算と比較して、歳入の主な増減につきましては、平成 29 年度当初予算案の概要 2 ページに、歳出の増減につきましては 4 ページに掲載してございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

予算書の 2 ページ、3 ページをごらんください。

歳入を前年度に比較して簡単に説明させていただきます。歳入のうち減額になるものは町税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動

車取得税交付金、交通安全対策特別交付金、国庫支出金、都支出金、繰入金、4 ページに移りまして、町債となります。この中で特に大きな減額は、3 ページの繰入金の 3,390 万円で、これは当初予算時における財源不足を補完する積立基金等からの繰入金の前年度と比較して減額になったものでございます。

また、2 ページ、3 ページに戻りまして、増額になるものは地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、諸収入となります。この中で特に大きな増額は、地方交付税の 5,500 万円で、これは人口減少等に伴う税収不足等を補完するため、国から交付されるものでございます。

次に、5 ページ、6 ページに移りまして、歳出では前年度と比較して減額となるものは総務費、民生費、衛生費、商工費、土木費。6 ページに移りまして、災害復旧費、公債費、予備費となります。この中で特に大きな減額は 5 ページ上段の総務費の 8,499 万 3,000 円で、主なものとしましては、電子計算開発費が 6,500 万円、庁舎建設基金積立金が 4,000 万円の減額等になります。

また、増額となるものは、5 ページ上段から議会費、農林水産業費、6 ページに移りまして消防費、教育費、諸支出金となります。この中で、特に大きな増額は、5 ページ中段の農林水産業費の 8,210 万 7,000 円で、内水面漁業事業費、森林再生事業費、枝打ち事業費等が増額になります。

次に、表紙の 1 ページに戻りまして、第 2 条、町債でございますが、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により、起こすことができる町債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表町債」によるということで、その内容につきましては 7 ページをごらんください。

この起債は、国の地方交付税の不足分を補完する臨時財政対策債として 1 億 3,000 万円を予定しております。起債の方法、利率並びに償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

また、表紙の 1 ページに戻りまして、第 3 条、一時借入金でございますが、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10 億円と定める。

その下の第 4 条、歳出予算の流用でございますが、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおり定めるもので、(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に、過不足を生じた場合における同一款内でのこれら経費の各項の間の流用を定めたものでございます。

以上で議案第 20 号の説明を終わります。

次に議案第 21 号 平成 29 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

表紙の 1 ページをごらんください。

歳入歳出予算でございますが、第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,380 万円と定めるもので、前年度当初予算と比較いたしまして 20 万円の減、率にして 0.3% の減となります。

2 として、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」によるものということで、2 ページをごらんください。

歳入のうち、前年度に比較して減額となるものが使用料及び手数料で、増額となるものが諸収入となります。また、その他の項目につきましては前年度と同額となります。

3 ページをごらんください。

歳出のうち、前年度に比較して減額になるものは総務費で、増額になるものは予備費となります。

以上で議案第 21 号の説明を終わります。

次に議案第 22 号 平成 29 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

表紙の 1 ページをごらんください。

歳入歳出予算でございますが、第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 6,200 万円と定めるもので、前年度当初予算と比較しまして同額となります。

2 として、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」によるものということで、2 ページをごらんください。歳入につきましては、全ての項目で前年度と同額となります。

3 ページをごらんください。

歳出のうち、前年度に比較して減額になるものは予備費で、増額になるものは総務費となります。

以上で議案第 22 号の説明を終わります。

次に議案第 23 号 平成 29 年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

表紙の 1 ページをごらんください。

歳入歳出予算でございますが、第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9 億

2,200万円と定めるもので、前年度当初予算と比較いたしまして300万円の減、率にして0.3%の減となります。

2として、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものということで、2ページをごらんください。歳入のうち、前年度に比較して減額になるものは療養給付費交付金、前期高齢者交付金、都支出金、繰入金となります。また増額になるものは、国民健康保険税、国庫支出金、共同事業交付金となります。また、その他の項目につきましては前年度と同額となります。

4ページをごらんください。

歳出のうち前年度に比較して減額になるものは、保険給付費、老人保健拠出金、5ページに移りまして、諸支出金、予備費となります。また増額になるものは、総務費、共同事業拠出金、保健事業費となります。また、その他の項目につきましては前年度と同額となります。

表紙の1ページに戻りまして、第2条、一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、1億円と定める。

第3条、歳入歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおり定めるもので、(1)保険給付の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用を定めたものでございます。

以上で議案第23号の説明を終わります。

次に議案第24号 平成29年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

表紙の1ページをごらんください。

歳入歳出予算でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億400万円と定めるもので、前年度当初予算と比較いたしまして、800万円の減、率にしまして3.8%の減となります。

2として、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものということで、2ページをごらんください。歳入のうち、前年度に比較して減額になるものは保険料、繰入金となります。また、増額になるものは諸収入となります。また、繰越金は前年度と同額となります。

3ページをごらんください。

歳出のうち、前年度に比較して減額になるものは総務費、広域連合納付金となります。

また、増額になるものは保健事業費、葬祭費、諸支出金、予備費となります。

以上で議案第 24 号の説明を終わります。

次に議案第 25 号 平成 29 年度奥多摩町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

表紙の 1 ページをごらんください。

歳入歳出予算でございますが、第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 8 億 7,200 万円と定めるもので、前年度当初予算に比較いたしまして 2,700 万円の増、率にして 3.2%の増となります。

2 として、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」によるものということで、2 ページをごらんください。歳入のうち、前年度に比較して減額になるものは使用料及び手数料となります。また、増額になるものは保険料、国庫支出金、支払基金交付金、都支出金、繰入金、諸収入となります。また、その他の項目については前年度と同額となります。

4 ページをごらんください。

歳出のうち、前年度に比較して減額になる項目はありません。また、増額になるものは総務費、保険給付費、地域支援事業費、諸支出金、予備費となります。また、基金積立金、公債費は前年度と同額となります。

表紙の 1 ページに戻りまして、第 2 条、一時借入金でございますが、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1 億円と定める。

第 3 条、歳出予算の流用でございますが、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおり定めるもので、(1)保険給付の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用を定めたものでございます。

以上で議案第 25 号の説明を終わります。

次に議案第 26 号 平成 29 年度奥多摩町下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

表紙の 1 ページをごらんください。

歳入歳出予算でございますが、第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 5 億 1,100 万円と定めるもので、前年度当初予算と比較いたしまして 3,700 万円の増、率にして 7.8%の増となります。

2 として、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予

算」によるものということで、2ページをごらんください。歳入のうち、前年度に比較して減額になるものは諸収入となります。また、増額になるものは分担金及び負担金、使用料及び手数料、繰入金となります。また、繰越金は前年度と同額となります。

3ページをごらんください。

歳出のうち、前年度に比較して減額になるものは事業費、予備費となります。また、増額になるものは、総務費、公債費となります。

表紙の1ページに戻りまして、第2条、一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5億円と定める。

第3条、歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定めるもので、(1)各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用を定めたものでございます。

以上で議案第26号の説明を終わります。

次に議案第27号 平成29年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計予算についてご説明申し上げます。

第1条は総則でございます。

第2条、業務の予定量は次のとおりで、(1)病床数は43床。(2)年間患者数は入院8,395人、外来1万4,457人。(3)1日平均患者数は入院23人、外来48人。(4)年間時間外患者数は664人。(5)年間訪問診療患者数は1,505人。(6)主要な建設改良事業は、排水設備接続工事(奥多摩病院裏医師住宅)病棟等改修工事を予定しております。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、収入、支出とも4億8,600万円を予定しており、前年度当初と比較いたしまして600万円の減、率にして1.2%の減となります。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。(資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,470万6,000円は、建設改良積立金及び過年度損益勘定留保資金で補てんするもの)で、収入では1,151万2,000円を、支出では3,621万8,000円を予定しており、収入では前年度当初予算と比較いたしまして788万8,000円の減、率にして40.7%の減、支出では、前年度当初予算と比較いたしまして748万2,000円の減、率にして17.1%の減となります。

次のページをごらんください。

第5条、一時借入金の限度額につきましては3,000万円を予定しております。

第6条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないということで、(1)職員給与費2億7,276万8,000円。(2)交際費10万円としております。

第7条、負担区分による一般会計及び他会計から、この会計へ補助を受ける金額でございますが、(1)一般会計8,000万円。(2)国民健康保険特別会計1,000円。(3)都支出金8,163万3,000円。(4)町出資金1,000万円を予定しております。

第8条、棚卸資産の購入限度額は、4,392万円とするものでございます。

以上で議案第27号の説明を終わります。

以上で、議案第20号から議案第27号までの新年度予算の説明を終わります。慎重なご審議を賜り、ご決定をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長(須崎 眞君) 以上で説明は終わりました。

お諮りします。

ただいま上程の議案第20号から議案第27号までについては、議長を除く委員11名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) ご異議なしと認めます。

よって、本件については予算特別委員会を設置し、これに付託し、審査をすることに決定しました。

ここで予算特別委員会正副委員長の互選のため、暫時休憩としたいと思います。休憩中に正副委員長の選出を行い、ご報告願います。

○議会事務局長(澤本 恒男君) それでは、議員の皆様は議員控室へご移動をお願いいたします。

午後3時52分 休憩

午後3時55分 再開

○議長(須崎 眞君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に正副委員長の選出が行われましたので、その結果を事務局長より報告させます。事務局長。

○議会事務局長(澤本 恒男君) 休憩中に予算特別委員会の正副委員長の選出が行われましたので、その結果を報告いたします。

予算特別委員長に 8 番、高橋邦男議員、同副委員長に 4 番、清水明議員、以上のとおり選出されました。

報告を終わります。

○議長（須崎 眞君） 以上のとおり、予算特別委員会委員長には、8 番、高橋邦男議員、副委員長には 4 番、清水明議員に決定しました。会期中に審査が終了するよう、お願いいたします。

以上で本日の日程は全て終了しました。

なお、本会議 3 日目は、明日 3 月 9 日午前 10 時より開議しますので、ご承知おきください。

本日はこれにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後 3 時 57 分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員